

(参考資料)

1 平成17年度道路整備関係予算財源内訳

(1) 道路整備関係国費

(単位：百万円)

区 分	17年度 (A)	前年度 (B)	倍率 (A/B)
特 定 財 源	3,563,278	3,424,628	1.04
揮 発 油 税	2,962,906	2,828,466	1.05
収 入 額	2,913,800	2,836,200	1.03
決 算 調 整 額	49,106	△ 7,734	-
石 油 ガ ス 税	15,272	14,162	1.08
収 入 額	15,000	14,000	1.07
決 算 調 整 額	272	162	-
自 動 車 重 量 税※	585,100	582,000	1.01
貸付金償還金等	60,157	69,715	0.86
一般財源(N T T - A)	53,432	69,634	0.77
合 計	3,676,867	3,563,977	1.03

- 〈注〉 1. 17年度道路整備関係国費には、道路整備特別会計国費のほか、本州四国連絡橋公団から一般会計に承継した債務の処理(国費4,829億円を国債費に計上)、無電柱化推進のための技術開発等(国費17億円)、有料道路の多様で弾力的な料金設定に関する施策(国費89億円)、情報システムを活用した道路交通の円滑化(国費70億円)、E T Cの普及促進(国費56億円)、自律的移動支援プロジェクトの推進(国費4億円)、都市再生の円滑な推進のための地籍関連調査(国費29億円)、まちづくり交付金(国費550億円)、道州制北海道モデル事業推進費(国費27億円)、道整備交付金(国費100億円を内閣府に計上)に係る経費を含む
2. 自動車重量税※は法令上特定財源とする規定はないが、運用上国分の約8割(77.5%)は特定財源として扱われている
3. 貸付金償還金等は、道路開発資金貸付金償還金、雑収入等、道路整備特別会計の固有の収入である

(2) 地方費

(単位：百万円)

区 分		1 7 年 度 (A)	前 年 度 (B)	倍率 (A／B)
所 要 額	直 轄 事 業 負 担 金	605,243	634,795	0.95
	補 助 事 業 負 担 金 等	527,119	625,658	0.84
	地 方 道 路 交 付 金 事 業	597,195	570,515	1.05
	公団・公社等への出資金等	114,569	126,098	0.91
	地 方 単 独 事 業	3,050,000	3,180,000	0.96
	合 計	4,894,126	5,137,066	0.95
財 源 内 訳	特 定 財 源	2,219,700	2,224,900	1.00
	地 方 道 路 譲 与 税	307,200	304,100	1.01
	石 油 ガ ス 譲 与 税	14,700	14,000	1.05
	自 動 車 重 量 譲 与 税	376,700	374,600	1.01
	軽 油 引 取 税	1,055,600	1,075,000	0.98
	自 動 車 取 得 税	465,500	457,200	1.02
	一 般 財 源	2,674,426	2,912,166	0.92
	合 計	4,894,126	5,137,066	0.95

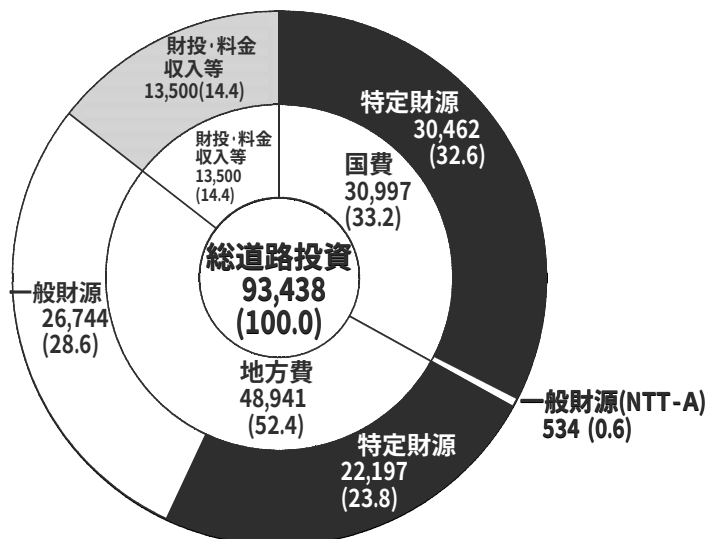
〈注〉 地方単独事業及び財源内訳の計数については、見込値を含み変動することがある

(3) 道路投資の財源構成及び事業別構成

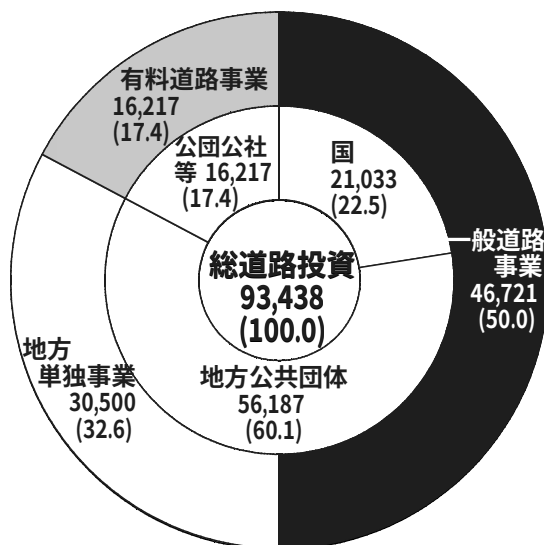
(単位：億円)

①財源構成

() 内は構成比 (単位：%)



②事業別構成

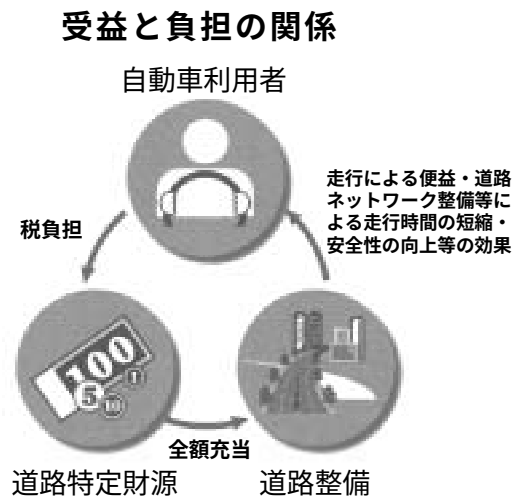
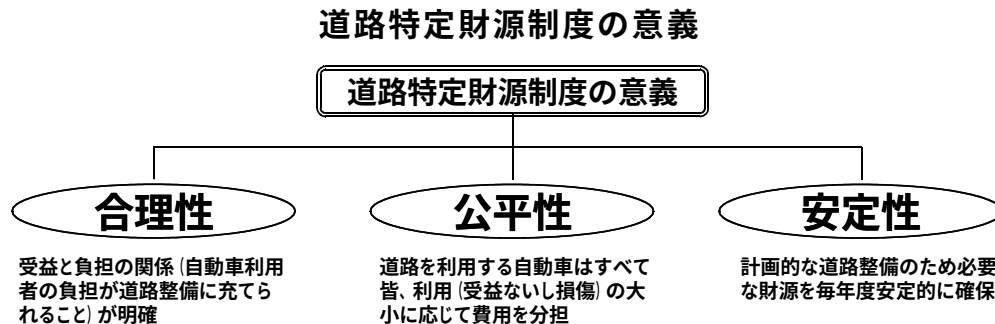


〈注〉 1. 総道路投資には、本州四国連絡橋公団から一般会計に承継した債務の処理(国費4,829億円を国債費に計上)、無電柱化推進のための技術開発等(国費17億円)、有料道路の多様で弾力的な料金設定に関する施策(国費89億円)、情報システムを活用した道路交通の円滑化(国費70億円)、ETCの普及促進(国費56億円)、自律的移動支援プロジェクトの推進(国費4億円)、都市再生の円滑な推進のための地籍関連調査(国費29億円)、まちづくり交付金(国費550億円)、道州制北海道モデル事業推進費(国費27億円)、道整備交付金(国費100億円を内閣府に計上)に係る経費を含まない

- ①の国費の特定財源には、貸付金償還金等を含む
- 四捨五入の関係で、各計数の和が合計と一致しないところがある
- ②の事業別構成において、外円は事業別、内円は事業主体別

(4) 道路特定財源制度について

①道路特定財源制度は、受益者である自動車利用者が道路整備の費用を負担する制度であり、道路特定財源諸税は必要な道路整備費を賄うために創設、拡充されてきた税です。



②道路特定財源諸税は、現在下表の通りであり、燃料の消費、自動車の取得、保有に着目して自動車利用者に適正な税負担を求めているものです。

道路特定財源一覧

	燃料の消費	自動車の取得	自動車の保有
ガソリン車	ガソリン税 (揮発油税(国の財源) 地方道路税(地方の財源))	自動車取得税 (地方の財源)	自動車重量税 (国・地方の財源)
軽油車	軽油引取税(地方の財源)		
LPG車	石油ガス税 (国・地方の財源)		

道 路 特 定 財 源 一 覧

税 目		道 路 整 備 充 当 分	税 率	平成17年度税収 (億円)
国	揮発油税 昭和24年創設 昭和29年より特定 財源	全額	(暫定税率) 48.6 円/ℓ (本則税率) 24.3 円/ℓ	29,138 (29,629)
	石油ガス税 昭和41年創設	収入額の1/2 (1/2は石油ガス譲与税として地方に譲与される。)	(本則税率) 17.5 円/kg	150 (153)
	自動車重量税 昭和46年創設	収入額の国分(2/3)の約8割 (収入額の2/3は国の一般財源であるが、税創設及び運用の経緯から約8割(77.5%)相当額は道路財源とされている。)	[例]自家用乗用 (暫定税率) 6,300円/0.5t年 (本則税率) 2,500円/0.5t年	5,851
	計			35,139 (35,633)
地方	地方道路譲与税 昭和30年創設	地方道路税の収入額の全額 (揮発油税と併課される) 58/100：都道府県及び指定市 42/100：市町村	(暫定税率) 5.2 円/ℓ (本則税率) 4.4 円/ℓ	3,072
	石油ガス譲与税 昭和41年創設	石油ガス税の収入額の1/2 ：都道府県及び指定市	石油ガス税を参照	147
	自動車重量譲与税 昭和46年創設	自動車重量税の収入額の1/3 ：市町村	自動車重量税を参照	3,767
	軽油引取税 昭和31年創設	全額：都道府県及び指定市	(暫定税率) 32.1 円/ℓ (本則税率) 15.0 円/ℓ	10,556
	自動車取得税 昭和43年創設	全額 3/10：都道府県及び指定市 7/10：市町村	(暫定税率) 自家用は 取得価額の5% (本則税率) 取得価額の3%	4,655
	計			22,197
合 計				57,336 (57,830)

- 注) 1. 税収は平成17年度当初予算(案)及び平成17年度地方財政計画(案)による。なお、() 書きは、決算調整額(税収の平成15年度決算額と平成15年度予算額との差：揮発油税及び石油ガス税については2年後の道路整備費で調整することとされている)を含んだ額である
2. 自動車重量税の税収は、収入額の国分(2/3)の約8割(77.5%)相当額である
3. 暫定税率の適用期限は平成20年3月末(自動車重量税については平成20年4月末)
4. 地方公共団体の一般財源である自動車税の平成17年度税収は17,713億円、軽自動車税の平成17年度税収は1,519億円(いずれも平成17年度地方財政計画(案)による)

◆ 道路特定財源制度の沿革

道路特定財源制度は、戦後の自動車交通量の増加に対し、あまりにも立ち遅れた日本の道路整備状況を背景に、昭和29年、ガソリンにかかる税を道路整備に充てることとしたことに始まります。

さらに、高度経済成長とともに急速に増大した道路整備需要に応えるため、昭和46年自動車重量税が創設されました。これは重い車ほどより道路を損傷することから、より多く道路整備費を負担すべきという考えに基づいています。

このほか軽油にかかる税や自動車の購入にかかる税なども含め、道路特定財源は、道路整備の必要性によって、創設され、拡充されてきました。

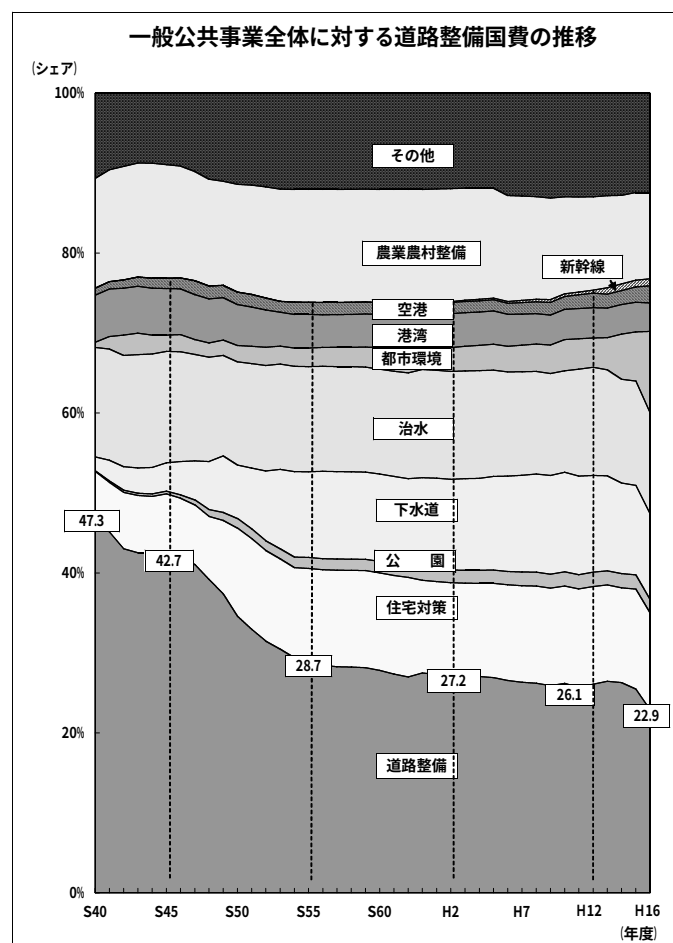
◆ 公共事業シェアの固定化と道路特定財源

特定財源が公共事業のシェアを固定化させるとの指摘もありますが、実態はどうでしょうか。

公共事業シェアの推移をみると、昭和55年まではシェアが大きく変動していたことが分かります。昭和55年以降は、予算編成における一律のシーリング等により、一般財源で実施されている事業も同様にシェアは横ばいになっています。

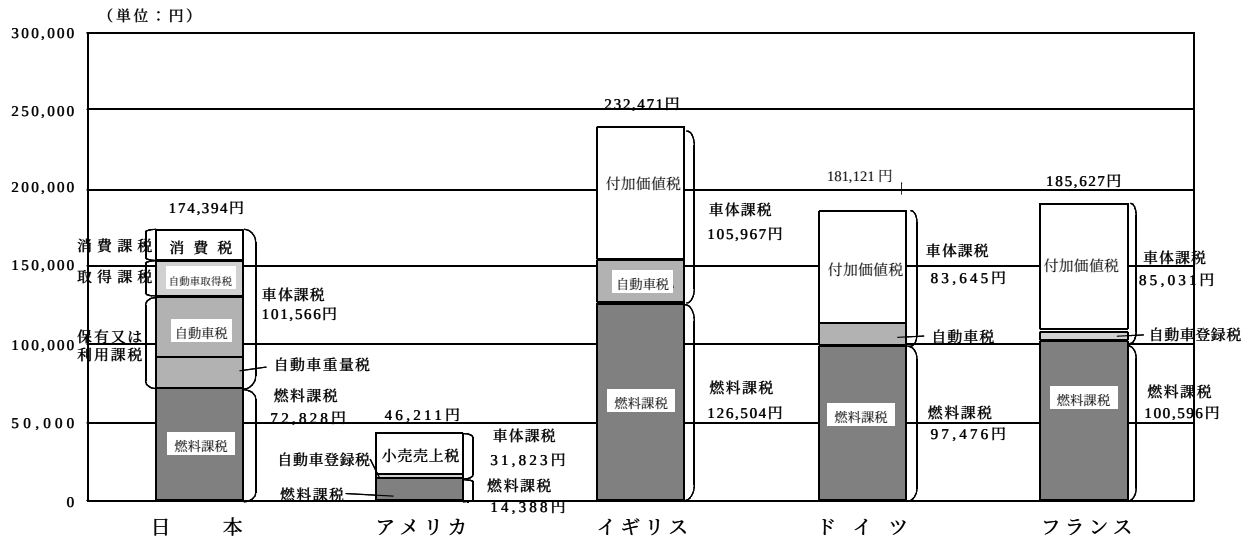
特定財源がある道路整備のみが硬直化している、という現状にはないことが以上のことから読みとれるのではないのでしょうか。

公共事業シェアの推移



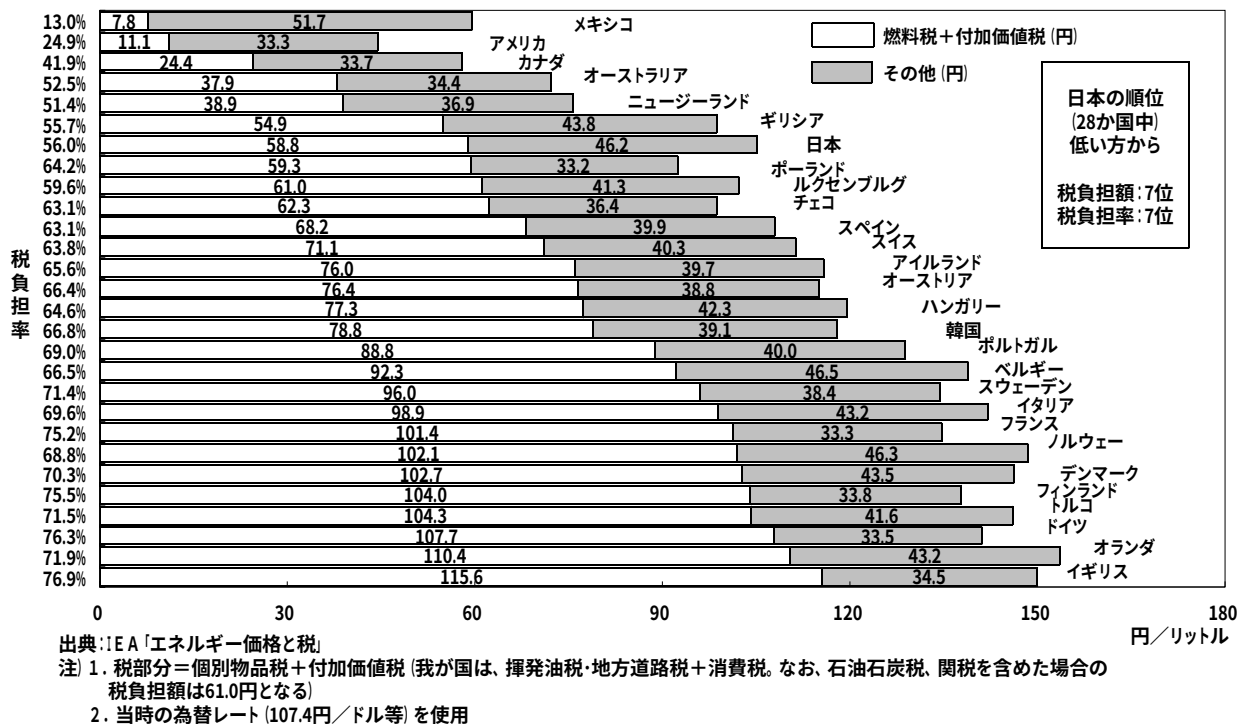
自動車関係諸税の年間税負担額の国際比較（試算） （2000ccクラスの自家用乗用車の例）

出典：政府税制調査会資料



- （前提）車両重量1.5トン、耐用年数6年、年間ガソリン消費量1,200L、平成14年1月現在の税率
 車体価格：日本2,791,500円、アメリカ17,721ドル、イギリス18,290ポンド、ドイツ28,800ユーロ、フランス27,210ユーロ
 燃料価格：日本101.8円/L、アメリカ39.6セント/L、イギリス79.0ペンス/L、ドイツ0.93ユーロ/L、フランス0.95ユーロ/L
 為替レート：アメリカ1ドル=122円、イギリス1ポンド=174円、ドイツ1ユーロ=108円、フランス1ユーロ=108円
 アメリカの小売上税及び自動車登録税は、ニューヨーク州及びニューヨーク市の税率によった。
 フランスの自動車登録税は、パリ地方の税率によった。
- （注）上記の他に重量課税として、フランスにおいては車軸税（12t以上のトラック等が課税対象）、アメリカにおいては高速道路自動車利用税（約25t超のトレーラー等が課税対象）がある。

ガソリン価格と税負担の国際比較（2004年1～3月）



2 道 路 関 係 予 算 総 括 表

(単位:百万円)

区 分	17 年 度 (A)		前 年 度 (B)		倍 率 (A) / (B)		備 考
	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費	
道 路 整 備	4,703,101	2,209,180	5,180,198	2,346,545	0.91	0.94	1. 道路整備(一般道路)及び道路環境整備の各計数の中には、地方道路交付金事業で実施する分(見込値)を含む 2. 地域連携推進の計数には、直轄方式による高速自動車国道整備を含む 3. 沿道環境改善等の計数には、沿道環境改善事業、電線共同溝整備事業、市街地環境改善事業及び道路交通環境改善促進事業を計上している 4. 有料道路の各区分の計数には、(NTT-A型事業)を含む 5. 住宅市街地等には、住宅市街地総合整備促進事業及び都市再生推進事業を計上している 6. 有料道路の各公団の事業費は、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社分を含む 7. 有料道路の各公団の国費は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構分を含む 8. 本表のほかに、道路特定財源を活用した関連施策として、本州四国連絡橋公団から一般会計に承継した債務の処理(国費4,829億円を国債費に計上)、無電柱化推進のための技術開発等(国費17億円)、有料道路の多様で弾力的な料金設定に関する施策(国費89億円)、情報システムを活用した道路交通の円滑化(国費70億円)、ETCの普及促進(国費56億円)、自律的移動支援プロジェクトの推進(国費4億円)、都市再生の円滑な推進のための地籍関連調査(国費29億円)、まちづくり交付金(国費550億円)、道州制北海道モデル事業推進費(国費27億円)、道整備交付金(国費100億円を内閣府に計上)に係る経費がある 9. 本表のほかに、改革推進公共投資事業償還金として国費438億円がある
一 般 道 路	3,081,366	2,052,029	3,295,163	2,170,888	0.94	0.95	
交 通 円 滑 化	722,696	460,184	739,129	468,692	0.98	0.98	
地 域 連 携 推 進	1,922,795	1,285,775	2,084,277	1,364,157	0.92	0.94	
維 持 修 繕	238,224	142,251	262,540	156,300	0.91	0.91	
雪 寒	99,216	66,112	108,389	71,849	0.92	0.92	
機 械	17,608	11,939	19,081	12,942	0.92	0.92	
調 査	30,136	23,985	27,978	22,862	1.08	1.05	
沿 道 整 備 融 資	150	100	300	200	0.50	0.50	
補 助 率 差 額 等	—	33,618	—	44,415	—	0.76	
独 立 行 政 法 人 交 付 金	1,465	1,465	1,471	1,471	1.00	1.00	
河 川 関 公	49,076	26,600	51,998	28,000	0.94	0.95	
有 料 道 路	1,621,735	157,151	1,885,035	175,657	0.86	0.89	
日 本 道 路 公 団	1,169,499	0	1,327,539	0	0.88	—	
首 都 高 速 道 路 公 団	215,597	45,882	245,270	45,932	0.88	1.00	
阪 神 高 速 道 路 公 団	96,032	13,050	115,786	11,800	0.83	1.11	
本 州 四 国 連 絡 橋 公 団	6,369	53,333	7,986	53,333	0.80	1.00	
地 方 道 路 公 社 等	127,438	41,486	180,454	60,592	0.71	0.68	
(N T T - A 型 事 業)	(142,330)	(53,432)	(181,620)	(69,634)	(0.78)	(0.77)	
道 路 開 発 資 金 等	6,800	3,400	8,000	4,000	0.85	0.85	
道 路 環 境 整 備	1,590,712	890,492	1,566,347	859,654	1.02	1.04	9. 本表のほかに、改革推進公共投資事業償還金として国費438億円がある
沿 道 環 境 改 善 等	597,404	344,134	575,996	323,268	1.04	1.06	
交 通 安 全	469,339	264,732	445,842	249,344	1.05	1.06	
交 通 連 携	410,655	224,626	418,311	223,042	0.98	1.01	
う ち 踏 切 関 連	268,703	145,354	271,412	143,032	0.99	1.02	
住 宅 市 街 地 等	113,314	57,000	126,198	64,000	0.90	0.89	
道 路 整 備 計	6,293,813	3,099,672	6,746,545	3,206,199	0.93	0.97	

[参考]

(単位:百万円)

区 分	17 年 度 (A)		前 年 度 (B)		倍 率 (A) / (B)		備 考
	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費	
一 般 道 路	4,672,078	2,942,521	4,861,510	3,030,542	0.96	0.97	1. 一般道路の各計数の中には、地方道路交付金事業で実施する分(見込値)を含む 2. 一般道路の各計数の中には、道路環境整備で実施する分を含む 3. 有料道路の各区分の計数には、(NTT-A型事業)を含む 4. 道路交通環境改善等には、道路交通環境改善事業、結節点環境改善事業及び沿道整備融資を計上している 5. 道路関係社会資本には、河川等関連公共施設整備促進事業、住宅市街地総合整備促進事業及び都市再生推進事業を計上している 6. 有料道路の各公団の事業費は、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社分を含む 7. 有料道路の各公団の国費は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構分を含む 8. 本表のほかに、道路特定財源を活用した関連施策として、本州四国連絡橋公団から一般会計に承継した債務の処理(国費4,829億円を国債費に計上)、無電柱化推進のための技術開発等(国費17億円)、有料道路の多様で弾力的な料金設定に関する施策(国費89億円)、情報システムを活用した道路交通の円滑化(国費70億円)、ETCの普及促進(国費56億円)、自律的移動支援プロジェクトの推進(国費4億円)、都市再生の円滑な推進のための地籍関連調査(国費29億円)、まちづくり交付金(国費550億円)、道州制北海道モデル事業推進費(国費27億円)、道整備交付金(国費100億円を内閣府に計上)に係る経費がある 9. 本表のほかに、改革推進公共投資事業償還金として国費438億円がある
高 速 国 道	200,000	171,220	172,052	130,001	1.16	1.32	
一 般 国 道	2,079,750	1,386,318	2,173,738	1,445,504	0.96	0.96	
直 轄	1,668,908	1,163,344	1,733,543	1,206,432	0.96	0.96	
補 助	410,842	222,974	440,195	239,072	0.93	0.93	
地 方 道	688,503	391,563	746,353	421,705	0.92	0.93	
街 路	913,241	502,829	977,432	532,910	0.93	0.94	
雪 寒	99,216	66,112	108,389	71,849	0.92	0.92	
機 械	17,608	11,939	19,081	12,942	0.92	0.92	
調 査	30,136	23,985	27,978	22,862	1.08	1.05	
交 通 安 全	469,339	264,732	445,842	249,344	1.05	1.06	
道 路 交 通 環 境 改 善 等	10,430	5,140	10,978	5,539	0.95	0.93	
補 助 率 差 額 等	—	33,618	—	44,415	—	0.76	
独 立 行 政 法 人 交 付 金	1,465	1,465	1,471	1,471	1.00	1.00	
道 路 関 係 社 会 資 本	162,390	83,600	178,196	92,000	0.91	0.91	
(地方道路整備臨時交付金)	(1,337,995)	(740,800)	(1,277,715)	(707,200)	(1.05)	(1.05)	
有 料 道 路	1,621,735	157,151	1,885,035	175,657	0.86	0.89	
日 本 道 路 公 団	1,169,499	0	1,327,539	0	0.88	—	
首 都 高 速 道 路 公 団	215,597	45,882	245,270	45,932	0.88	1.00	
阪 神 高 速 道 路 公 団	96,032	13,050	115,786	11,800	0.83	1.11	
本 州 四 国 連 絡 橋 公 団	6,369	53,333	7,986	53,333	0.80	1.00	
地 方 道 路 公 社 等	127,438	41,486	180,454	60,592	0.71	0.68	
道 路 開 発 資 金 等	6,800	3,400	8,000	4,000	0.85	0.85	
道 路 整 備 計	6,293,813	3,099,672	6,746,545	3,206,199	0.93	0.97	
道 路 整 備	4,703,101	2,209,180	5,180,198	2,346,545	0.91	0.94	
道 路 環 境 整 備	1,590,712	890,492	1,566,347	859,654	1.02	1.04	

3 財 政 投 融 資 等 総 括 表

(単位:百万円)

資 金 内 訳 区 分		財政投融资		自 己 資 金 等								合 計	
				政府出資金		自主調達資金		そ の 他		小 計			
		(C)	倍率(A/B)		倍率(A/B)		倍率(A/B)		倍率(A/B)	(D)	倍率(A/B)	(C+D)	倍率(A/B)
日 本 道 路 公 団	17年度(A)	(2,142,000) 2,142,000	0.97	0	0.00	<480,000> 715,200	0.96	2,002,093	0.95	<480,000> 2,717,293	0.96	4,859,293	0.96
	前 年 度(B)	(1,475,300) 2,213,000		0		<530,000> 744,200		2,097,946		<530,000> 2,842,146		5,055,146	
	比 較(A)-(B)	(666,700) △ 71,000		0		<△50,000> △ 29,000		△ 95,853		<△50,000> △ 124,853		△ 195,853	
首 都 高 速 道 路 公 団	17年度(A)	(297,700) 297,700	0.66	18,750	1.00	<50,000> 73,600	0.73	337,750	1.00	<50,000> 430,100	0.94	727,800	0.81
	前 年 度(B)	(298,500) 447,800		18,800		<70,000> 100,500		336,646		<70,000> 455,946		903,746	
	比 較(A)-(B)	(△800) △ 150,100		△ 50		<△20,000> △ 26,900		1,104		<△20,000> △ 25,846		△ 175,946	
阪 神 高 速 道 路 公 団	17年度(A)	(254,900) 254,900	0.97	13,050	1.11	<50,000> 85,700	0.99	199,291	1.04	<50,000> 298,041	1.03	552,941	1.00
	前 年 度(B)	(175,000) 262,500		11,800		<45,000> 86,800		192,103		<45,000> 290,703		553,203	
	比 較(A)-(B)	(79,900) △ 7,600		1,250		<5,000> △ 1,100		7,188		<5,000> 7,338		△ 262	
本 州 四 国 連 絡 橋 公 団	17年度(A)	(105,200) 105,200	1.20	53,333	1.00	<40,000> 53,300	1.17	101,788	0.98	<40,000> 208,421	1.03	313,621	1.08
	前 年 度(B)	(58,400) 87,600		53,333		<10,000> 45,500		103,868		<10,000> 202,701		290,301	
	比 較(A)-(B)	(46,800) 17,600		0		<30,000> 7,800		△ 2,080		<30,000> 5,720		23,320	
合 計	17年度(A)	(2,799,800) 2,799,800	0.93	85,133	1.01	<620,000> 927,800	0.95	2,640,922	0.97	<620,000> 3,653,855	0.96	6,453,655	0.95
	前 年 度(B)	(2,007,200) 3,010,900		83,933		<655,000> 977,000		2,730,563		<655,000> 3,791,496		6,802,396	
	比 較(A)-(B)	(792,600) △ 211,100		1,200		<△35,000> △ 49,200		△ 89,641		<△35,000> △ 137,641		△ 348,741	

(注) 1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社分を含む。

2. 『財政投融资』は、財政融資資金及び政府保証債である。(上段()内書きは、政府保証債)

3. 公団、機構、民営化会社ごとの17年度の財政投融资の内訳は以下のとおりである。

日本道路公団：公団 1,504,000百万円、機構 566,400百万円、民営化会社 71,600百万円

首都高速道路公団：公団 76,400百万円、機構 211,900百万円、民営化会社 9,400百万円

阪神高速道路公団：公団 114,600百万円、機構 134,000百万円、民営化会社 6,300百万円

本州四国連絡橋公団：公団 45,100百万円、機構 60,100百万円

4. 『自主調達資金』は、財投機関債、縁故債及び民間借入金である。(上段< >内書きは、財投機関債)

5. 『その他』は、地方公共団体出資金(日本道路公団を除く)及び業務収入等である。

6. 本州四国連絡橋公団の計数は、道路分である。

4 有 料 道 路 予 算 内 訳

(1) 日本道路公団

(単位：百万円)

区 分	17 年 度 (A)			前 年 度 (B)			倍 率 (A)／(B)		
	高 速	一 般	計	高 速	一 般	計	高速	一般	計
(事業計画)									
建 設 費	800,000	35,000	835,000	866,000	64,900	930,900	0.92	0.54	0.90
社会資本整備事業費	0	0	0	946	0	946	皆減	—	皆減
維 持 改 良 費	209,803	25,740	235,543	239,796	28,322	268,118	0.87	0.91	0.88
(うち改良・防災対策)	119,210	13,480	132,690	135,400	15,310	150,710	0.88	0.88	0.88
(うち維持管理費)	90,593	12,260	102,853	104,396	13,012	117,408	0.87	0.94	0.88
調 査 費	4,449	903	5,352	2,308	645	2,953	1.93	1.40	1.81
建 設 利 息	90,950	2,654	93,604	109,092	4,500	113,592	0.83	0.59	0.82
小 計	1,105,202	64,297	1,169,499	1,218,142	98,367	1,316,509	0.91	0.65	0.89
業 務 管 理 費 等	233,802	42,662	276,464	230,404	41,819	272,223	1.01	1.02	1.02
(うち業務管理費)	115,621	25,962	141,583	130,269	27,409	157,678	0.89	0.95	0.90
(うち一般管理諸費等)	67,936	9,506	77,442	72,069	10,568	82,637	0.94	0.90	0.94
業 務 外 支 出 等	2,751,173	662,157	3,413,330	2,783,614	682,800	3,466,414	0.99	0.97	0.98
(うち債券等償還金)	2,344,177	569,579	2,913,756	2,378,300	591,365	2,969,665	0.99	0.96	0.98
(うち債券等支払利息等)	406,996	92,578	499,574	405,314	91,435	496,749	1.00	1.01	1.01
合 計	4,090,177	769,116	4,859,293	4,232,160	822,986	5,055,146	0.97	0.93	0.96
(資金計画)									
政 府 出 資 金 等	0	0	0	0	0	0	—	—	—
社 会 資 本 整 備 事 業 収 入	0	0	0	946	0	946	皆減	—	皆減
(政府借入金)	0	0	0	0	0	0	—	—	—
(開発者負担金)	0	0	0	946	0	946	皆減	—	皆減
財 投 資 金	1,883,700	258,300	2,142,000	1,916,600	296,400	2,213,000	0.98	0.87	0.97
(政府保証国内債)	1,822,300	249,700	2,072,000	1,217,200	188,100	1,405,300	1.50	1.33	1.47
(政府保証外債)	61,400	8,600	70,000	60,500	9,500	70,000	1.01	0.91	1.00
(政府引受債)	0	0	0	638,900	98,800	737,700	皆減	皆減	皆減
自 主 調 達 資 金	476,200	239,000	715,200	479,400	264,800	744,200	0.99	0.90	0.96
(財投機関債)	320,800	159,200	480,000	342,900	187,100	530,000	0.94	0.85	0.91
(民間借入金)	155,400	79,800	235,200	136,500	77,700	214,200	1.14	1.03	1.10
業 務 収 入 等	1,730,277	271,816	2,002,093	1,835,214	261,786	2,097,000	0.94	1.04	0.95
合 計	4,090,177	769,116	4,859,293	4,232,160	822,986	5,055,146	0.97	0.93	0.96

- <注> 1. 17年度には独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社を含む。
2. 一般管理諸費等は、一般管理諸費から納付消費税額を除いた額と給与関係諸費の合計額である。
3. 前年度の計数は当初認可予算。

(2) 首都高速道路公団

(単位:百万円)

区 分	17 年 度 (A)	前 年 度 (B)	倍 率 (A) / (B)
(事業計画)			
高 速 道 路 建 設 事 業 費	41,800	60,300	0.69
社 会 資 本 整 備 事 業 費	60,701	61,064	0.99
環 境 事 業 費	17,314	4,659	3.72
高 速 道 路 改 築 事 業 費	20,982	37,145	0.56
維 持 修 繕 費	28,550	33,605	0.85
関 連 街 路 分 担 金	-	960	皆減
調 査 費	400	520	0.77
建 設 利 息	45,850	44,049	1.04
小 計	215,597	242,302	0.89
業 務 管 理 費 等	39,764	42,639	0.93
(うち 業 務 管 理 費)	20,043	22,593	0.89
(うち 一 般 管 理 諸 費 等)	16,581	17,224	0.96
業 務 外 支 出 等	472,439	618,805	0.76
(うち 債 券 等 償 還 金)	426,044	558,290	0.76
(うち 債 券 等 支 払 利 息 等)	46,395	60,515	0.77
合 計	727,800	903,746	0.81
(資金計画)			
出 資 金	37,500	37,600	1.00
政 府	18,750	18,800	1.00
地 方 公 共 団 体	18,750	18,800	1.00
社 会 資 本 整 備 事 業 収 入	54,264	54,264	1.00
政 府 借 入 金	27,132	27,132	1.00
地 方 公 共 団 体 借 入 金	27,132	27,132	1.00
財 投 資 金	297,700	447,800	0.66
(政 府 引 受 債)	-	149,300	皆減
(政 府 保 証 債)	297,700	298,500	1.00
自 主 調 達 資 金	73,600	100,500	0.73
(財 投 機 関 債)	50,000	70,000	0.71
(緑 故 債)	-	10,000	皆減
(民 間 借 入 金)	23,600	20,500	1.15
業 務 収 入 等	264,736	263,582	1.00
合 計	727,800	903,746	0.81

- <注> 1. 17年度には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構及び首都高速道路株式会社分を含む。
2. 一般管理諸費等は、一般管理諸費から納付消費税額を除いた額と給与関係諸費の合計額である。
3. 社会資本整備事業収入中の政府借入金はNTT-A型資金である。
4. 建設利息には、社会資本整備事業費に係る建設利息7,129百万円(前年度6,766百万円)を含む。
5. 前年度の計数は当初認可予算。

(3) 阪神高速道路公団

(単位:百万円)

区 分	17 年 度 (A)	前 年 度 (B)	倍 率 (A) / (B)
(事業計画)			
高 速 道 路 建 設 事 業 費	48,135	54,935	0.88
高 速 道 路 改 築 事 業 費	14,087	24,251	0.58
維 持 修 繕 費	17,504	20,650	0.85
調 査 費	460	513	0.90
建 設 利 息	15,846	14,588	1.09
小 計	96,032	114,937	0.84
業 務 管 理 費 等	29,427	31,579	0.93
(うち業務管理費)	14,239	17,521	0.81
(うち一般管理諸費等)	10,276	10,640	0.97
業 務 外 支 出 等	427,482	406,687	1.05
(うち債券等償還金)	366,089	335,636	1.09
(うち債券等支払利息等)	61,393	71,051	0.86
合 計	552,941	553,203	1.00
(資金計画)			
出 資 金	26,100	23,600	1.11
政 府	13,050	11,800	1.11
地 方 公 共 団 体	13,050	11,800	1.11
財 投 資 金	254,900	262,500	0.97
(政府引受債)	-	87,500	皆減
(政府保証債)	254,900	175,000	1.46
自 主 調 達 資 金	85,700	86,800	0.99
(財投機関債)	50,000	45,000	1.11
(縁故債)	10,000	10,000	1.00
(民間借入金)	25,700	31,800	0.81
業 務 収 入 等	186,241	180,303	1.03
合 計	552,941	553,203	1.00

- <注> 1. 17年度には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構及び阪神高速道路株式会社分を含む。
2. 一般管理諸費等は、一般管理諸費から納付消費税額を除いた額と給与関係諸費の合計額である。
3. 前年度の計数は当初認可予算。

(4) 本州四国連絡橋公団

(単位:百万円)

区 分	17 年 度 (A)		前 年 度 (B)		倍 率 (A) / (B)	
	全 体	う ち 道 路 分	全 体	う ち 道 路 分	全 体	う ち 道 路 分
(事業計画)						
建 設 費	243	222	270	240	0.90	0.93
調 査 費	301	284	226	209	1.33	1.36
維 持 改 良 費	5,953	5,351	6,999	6,347	0.85	0.84
(うち改良費)	616	550	1,059	916	0.58	0.60
(うち維持管理費)	5,337	4,801	5,940	5,431	0.90	0.88
建 設 利 息	512	512	495	495	1.03	1.03
小 計	7,009	6,369	7,990	7,291	0.88	0.87
業 務 管 理 費 等	12,580	12,179	14,015	13,571	0.90	0.90
(うち業務管理費)	4,598	4,576	5,152	5,137	0.89	0.89
(うち一般管理諸費等)	5,362	4,983	5,968	5,539	0.90	0.90
業 務 外 支 出 等	295,172	295,073	269,563	269,439	1.10	1.10
(うち債券等償還金)	249,509	249,509	217,525	217,525	1.15	1.15
(うち債券等支払利息等)	45,663	45,564	52,038	51,914	0.88	0.88
合 計	314,761	313,621	291,568	290,301	1.08	1.08
(資金計画)						
出 資 金	80,000	80,000	80,000	80,000	1.00	1.00
政 府	53,333	53,333	53,333	53,333	1.00	1.00
地 方 公 共 団 体	26,667	26,667	26,667	26,667	1.00	1.00
補 助 金	35	-	30	-	1.17	-
財 投 資 金	105,200	105,200	87,600	87,600	1.20	1.20
(政府引受債)	0	0	29,200	29,200	皆減	皆減
(政府保証債)	105,200	105,200	58,400	58,400	1.80	1.80
自 主 調 達 資 金	53,300	53,300	45,500	45,500	1.17	1.17
(財投機関債)	40,000	40,000	10,000	10,000	4.00	4.00
(縁故債)	0	0	20,000	20,000	皆減	皆減
(民間借入金)	13,300	13,300	15,500	15,500	0.86	0.86
業 務 収 入 等	76,226	75,121	78,438	77,201	0.97	0.97
合 計	314,761	313,621	291,568	290,301	1.08	1.08

- <注> 1. 17年度には独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構及び本州四国連絡高速道路株式会社分を含む。
2. 一般管理諸費等は、一般管理諸費から納付消費税額を除いた額と給与関係諸費の合計額である。
3. 前年度の計数は当初認可予算。

5 指標の定義

指 標		定 義
①	道路渋滞による損失時間	渋滞がない場合の所要時間 ^{※1} と実際の所要時間の差 ^{※2}
②	路上工事時間	道路1kmあたりの路上工事に伴う年間の交通規制時間 ^{※3}
③	ETC利用率	ETC導入済み料金所におけるETC利用車の割合
④	規格の高い道路を使う割合	全道路の走行台キロ ^{※4} に占める自動車専用道路等の走行台キロの割合
⑤	拠点的な空港・港湾への道路アクセス率	高規格幹線道路、地域高規格道路又はこれらに接続する自動車専用道路のインターチェンジ等から10分以内に到達が可能な拠点的な空港・港湾 ^{※5} の割合
⑥	隣接する地域の中心の都市間が改良済みの国道で連絡されている割合	隣接する地域の中心の都市 ^{※6} 間を結ぶルートが車道幅員5.5m以上の国道で改良又は整備されているルート数の割合
⑦	日常生活の中心となる都市まで、30分以内で安全かつ快適に走行できる人の割合	地域の中心の都市 ^{※7} まで、改良された道路を利用して30分以内に安全かつ快適に移動できる人の割合
⑧	道路構造物保全率	橋梁 直轄国道における15m以上の橋梁のうち、今後5年間程度は通行規制や重量制限の必要がない段階 ^{※8} かつ予防的修繕 ^{※9} が行われている延長の割合
		舗装 直轄国道のうち、路面の轍やひび割れによる振動や騒音が少なく、道路利用者が快適に感じる舗装の状態（MCI ^{※10} >4.0）の延長の割合
⑨	災害時に広域的な救援ルートが確保されている都市の割合	地域の生活の中心の都市 ^{※11} のうち、隣接する中心都市への道路の防災・震災対策が完了している ^{※12} ルートを少なくとも一つは確保している都市の割合
⑩	NO ₂ 環境目標達成率	自動車NO _x ・PM法 ^{※13} 対策地域内で、NO ₂ について環境基準 ^{※14} を達成している測定局の割合
	SPM環境目標達成率	自動車NO _x ・PM法 ^{※13} 対策地域内で、SPMについて環境基準 ^{※14} を達成している測定局の割合
⑪	夜間騒音要請限度達成率	環境基準類型指定地域 ^{※15} または騒音規制区域 ^{※16} いずれかの指定のある区域を通過する直轄国道のうち、夜間騒音要請限度 ^{※17} を達成している道路延長の割合
⑫	CO ₂ 排出削減量	運輸部門全体におけるCO ₂ 排出量
⑬	道路交通における死傷事故率	自動車走行台キロあたりの死傷事故件数
⑭	1日当たりの平均利用者が5,000人以上の旅客施設の周辺等の主な道路のバリアフリー化の割合	1日あたりの平均利用者が5,000人以上の旅客施設の周辺等の主な道路 ^{※18} のバリアフリー化 ^{※19} の割合
⑮	市街地の幹線道路の無電柱化率	市街地 ^{※20} の幹線道路 ^{※21} のうち、電柱、電線のない延長の割合
⑯	道路利用者満足度	道路利用者満足度調査 ^{※22} における「よく使う道路全般に対する満足度」の値
⑰	ホームページアクセス数	道路関係ウェブサイト ^{※23} と携帯電話向けサービスのトップページのページビュー数 ^{※24} の合計

- ※1 「渋滞がない場合の所要時間」とは、時間帯別平均旅行時間のデータについて、データ取得期間を通じた度数分布に基づき、旅行時間の短い方から累積10%にあたる旅行時間をさす。
- ※2 道路渋滞の損失時間の目標値については、渋滞モニタリング区間についてのみ設定する。「渋滞モニタリング区間」とは、毎年の渋滞損失を厳密な評価で行うために、毎年実測を行っている区間をさす。この区間において渋滞損失の毎年度の目標値を設定する。なお、H14の全国の道路渋滞における年間損失時間は38.1億人時間である。（年間1億人時間の損失とは、1年間に1億人が各々1時間損失することを意味する。）
- ※3 調査対象道路は、全国の直轄国道及び三大都市内の道路（一般国道、主要地方道及び一般都府県道等）とする。
- ※4 「走行台キロ」とは、区間ごとの交通量と道路延長を掛け合わせた値であり、道路交通の量を表す。
- ※5 「拠点的な空港」とは、第一種空港及び国際定期便が就航している第二種空港をさし、「拠点的な港湾」とは、総貨物取扱量が1,000万t／年以上又は国際貨物取扱量500万t／年以上の重要港湾及び特定重要港湾（国際コンテナ航路、国際フェリー航路及び内貿ユニット航路のいずれも設定されていないものを除く。）をさす。
- ※6 「地域の中心の都市」とは、陸路で連絡する隣接二次生活圏の存在しない圏域を除く二次生活圏（北海道については地方生活圏）の中心都市をさす。ただし、指標⑥の算出にあたっては、二次生活圏が設定されていない首都圏・近畿圏・中部圏については都府県庁所在地を用い、同一の二次生活圏に複数の中心都市が存在する場合は人口の多い都市を対象としている。（合計303都市）
- ※7 「地域の中心の都市」の定義は指標⑥に同じ。ただし、指標⑦の算出にあたっては、二次生活圏が設定されていない首都圏・近畿圏・中部圏は対象外とする。（合計345都市）
- ※8 「今後5年間程度は通行規制や重量制限の必要がない段階」とは、橋梁定期点検（1回／5年）において、「速やかに補修する必要がある」との判定とならない段階をさす。
- ※9 「予防的修繕」とは、劣化が進行して構造物に大きな損傷を発生させる前に適切な修繕を行うことをさす。
- ※10 「MCI」（維持管理指数）とは、路面特性を表すひび割れ率、わだち掘れ深さ、縦断凹凸(平坦性)という3つの要因を組み合わせて舗装の評価をする指標である。
- ※11 「地域の中心の都市」の定義は指標⑥に同じ。
- ※12 「防災・震災対策が完了している」とは、橋脚の耐震補強及び5年確率で通行規制が発生する可能性のある事前通行規制区間の防災対策が完了していることをさす。
- ※13 「自動車NOx・PM法」とは、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」である。
- ※14 「環境基準」とは、NO₂については濃度の1時間値の1日平均値の年間98%値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であることを、SPMについては濃度の1時間値の1日平均値の年間2%除外値が0.1mg/m³以下であることをさす。
- ※15 「環境基準類型指定地域」とは、環境基本法第16条第2項の規定に基づく、騒音に係る環境基準に掲げる地域の類型が指定されている地域をさす。
- ※16 「騒音規制区域」とは、騒音規制法第3条第1項の規定に基づく指定地域をさす。
- ※17 「夜間騒音要請限度」とは、「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」により定められる「幹線交通を担う道路に近接する区域」における夜間の限度（70デシベル）をさす。
- ※18 「主な道路」とは、市町村が交通バリアフリー法（高齢者・身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律）に基づく重点整備地区内の特定経路として定めている道路をさす。
- ※19 「バリアフリー化」とは、道路の移動円滑化整備に関する基準（「重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」）に定められた構造基準を満たし、高齢者・身体障害者等にとって円滑で安全に移動できる歩行空間が整備された状態をさす。
- ※20 「市街地」とは、都市計画法における市街化区域及び市街化区域が定められていない人口10万人以上の都市における用途地域をさす。
- ※21 「幹線道路」とは、道路種別で規定されるものではないが、ここでは一般国道及び都道府県道をさす。
- ※22 「道路利用者満足度調査」とは、毎年度、全国の道路利用者を対象に行う調査である。（平成16年度は、4月15日から5月17日にかけて実施し、約1万8千人から回答が得られた。）
- ※23 「道路関係ウェブサイト」とは、本省、各地方整備局（北海道開発局、沖縄総合事務局を含む）、国道事務所等の整備する道路関係のウェブサイトをさす。
- ※24 「ページビュー数」とは、閲覧者のブラウザにウェブページが表示された回数をさす。

6 道路関係四公団の民営化について

1. 民営化の目的等

※道路関係四公団民営化の基本的枠組み
<平成15年12月22日 政府・与党申し合わせ>(概要)より

- 「民間にできることは民間に委ねる」との基本原則に基づき、
 - i) 約40兆円に上る有利子債務を確実に返済
 - ii) 真に必要な道路を、会社の自主性を尊重しつつ、早期に、できるだけ少ない国民負担の下で建設
 - iii) 民間ノウハウ発揮により、多様で弾力的な料金設定やサービスを提供

2. 道路関係四公団民営化関係4法

※平成16年3月9日閣議決定(国会提出)、6月2日成立、6月9日公布・一部施行

I 高速道路株式会社法

○会社の事業等

- (1) 高速道路の建設・管理・料金徴収を行う特殊会社として、
東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社を設立。
- (2) 各会社が原則として事業範囲とすべき高速道路を設定。この事業範囲以外の高速道路についての事業実施も可能。
- (3) サービスエリアの運営等の関連事業も実施。
- (4) 会社は、機構と、貸付料、貸付期間等を内容とする協定を締結。

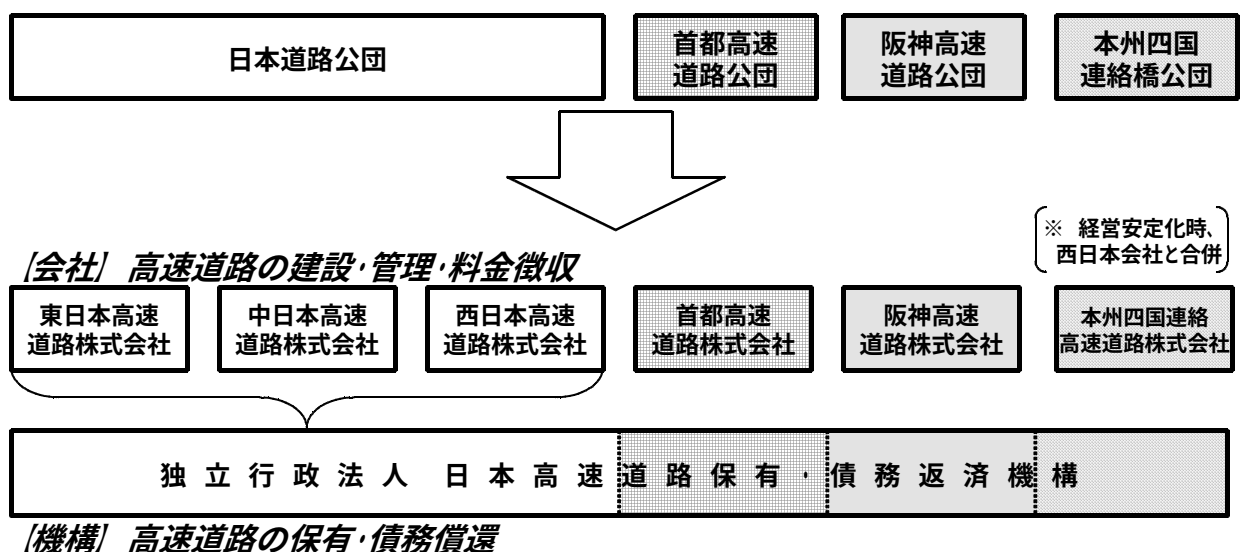
○国との関係

- (1) 政府(地方公共団体)は、総株主の議決権の3分の1以上の株式を保有。
- (2) 代表取締役の選定、社債及び長期借入金等については、国土交通大臣の認可が必要。
- (3) 当分の間、政府の債務保証が可能。

○会社の合併

政府は、本四会社について、経営の安定性の確保が確実になった時点で、西日本会社との合併に必要な措置を実施。

【民営化のイメージ】



II 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法

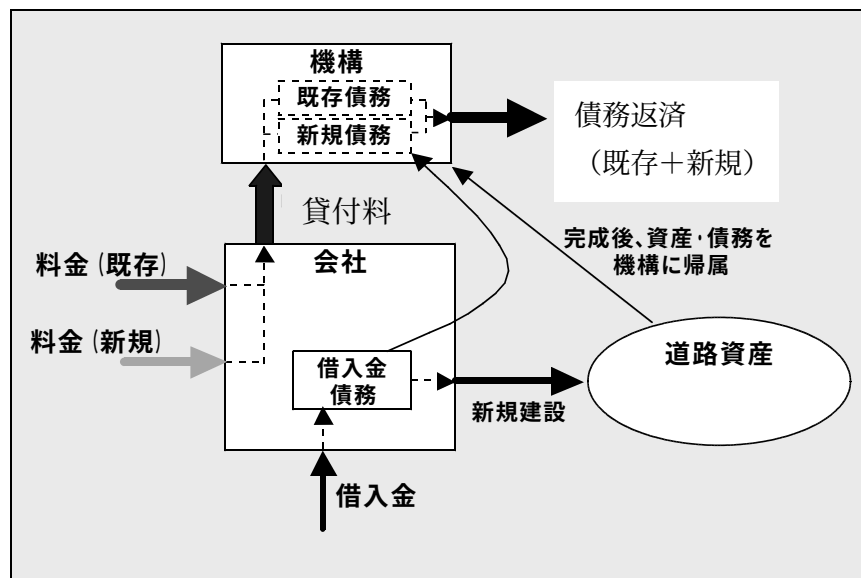
○機構の業務等

- (1) 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期の確実な返済等を行う独立行政法人として日本高速道路保有・債務返済機構を設立。
- (2) 民営化から45年後までに、債務の返済を完了させ、解散。
- (3) 機構は、会社と、機構の業務を一体として行う必要がある全国路線網（高速自動車国道及びネットワーク型一般有料道路）又は地域路線網ごとに協定を締結し、国土交通大臣の認可を受けて、貸付料、債務返済計画等を記載した業務実施計画を作成。
- (4) 会社が建設した道路資産が機構に帰属するときに、会社が建設のために負担した債務を引き受け。
- (5) 貸付料の額は、債務の返済に要する費用等を貸付期間内に償うよう設定。

○国との関係

- (1) 政府等の出資及び災害復旧補助が可能。機構は、これらを財源として、会社は無利子貸付け。
- (2) 長期借入金及び機構債券については、国土交通大臣の認可が必要。
- (3) 政府の債務保証が可能。

【資金の流れ】



III 日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律

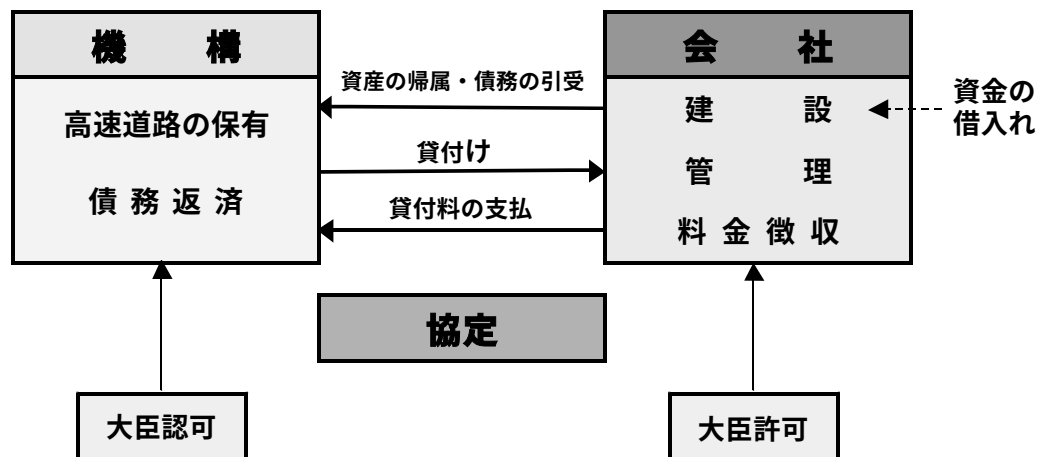
○道路整備特別措置法の一部改正

- (1) 会社は、機構と協定を締結し、工事の内容、料金等について国土交通大臣に事業許可を申請して事業を実施。
⇒公団に対する施行命令方式を廃止し、自主的経営判断に基づく申請方式
- (2) 会社が建設する高速道路は、原則として、工事完了後に機構に帰属。
⇒同時に会社が建設のために負担した債務は、機構が引受け
(会社は貸付料支払という形で機構を通して債務を返済)
- (3) 会社は、国土交通大臣の認可を受けて、供用約款を制定。
- (4) 機構及び会社は、道路管理者の権限の一部を代行。
- (5) 料金の額は、貸付料及び会社の維持管理費用を料金徴収期間内に償うよう設定。
- (6) 料金徴収期間満了日は、民営化から45年を上限。道路資産は、満了後に道路管理者に帰属（無料開放）。

○道路法等の一部改正

自動車専用道路と連結できる施設として休憩所等の利便施設を追加等

【会社と機構による事業実施のイメージ】



Ⅳ 日本道路公団等民営化関係法施行法

○新たな組織の設立及び公団の解散に係る手続

会社及び機構の設立手続、公団から会社及び機構への権利義務の承継等並びに公団の解散について規定。権利義務の承継等については、国土交通大臣が基本方針を定め、公団が、国土交通大臣の認可を受けて、実施計画を作成。

○業務の引継ぎ等経過措置

(1) 供用中の高速道路

既に供用中の高速道路は、当該高速道路を事業範囲とする会社が管理・料金徴収を実施。

(2) 暫定期間中の取扱い

暫定期間中（民営化後原則として６月以内）、建設中・調査中の高速道路は、当該高速道路を事業範囲とする会社が、建設・調査を実施。

(3) 建設中・調査中の高速道路

- ① 民営化後原則として４月以内に、国土交通大臣が会社と協議して、会社が建設を行うべき高速道路を指定（複数の会社との協議制）。
- ② 社会資本整備審議会の意見を聴いた上で、建設を行うことができない理由が正当なものであると認めるときは、指定できない。
- ③ 機構にも同様の手続きを実施。
- ④ 民営化後原則として６月以内に、会社及び機構は、協定を締結し、それぞれ国土交通大臣の事業許可、業務実施計画認可を受けなければならない。

○道路関係四公団法の廃止その他関係法律の整備等（地方税法等）

○施行期日

会社及び機構は、平成１８年３月３１日までの政令で定める日に成立。

○検討

政府は、民営化後１０年以内に、民営化関係法の施行の状況を検討して、必要な措置を実施。

3. 民営化に向けた有料道路の対象事業等の見直し

※道路関係四公団民営化の基本的枠組み
<平成15年12月22日政府・与党申し合わせ>(概要)より

(1) 高速国道の整備計画区間（9, 342 km）の扱い

- 従来、全て有料道路としての建設を予定していた整備計画区間のうち未供用区間（約2, 000 km）の事業方法等を見直し
 - i) 直ちに新直轄方式に切り替える道路
 - ii) 有料道路事業のまま継続する道路（今後追加的に新直轄方式に切り替わりうるものを含む）
- に分け、そのいずれについても、
- iii) 「抜本の見直し区間」（5区間、143 km）を設定

(2) 建設コストを含めた有料道路事業費の縮減

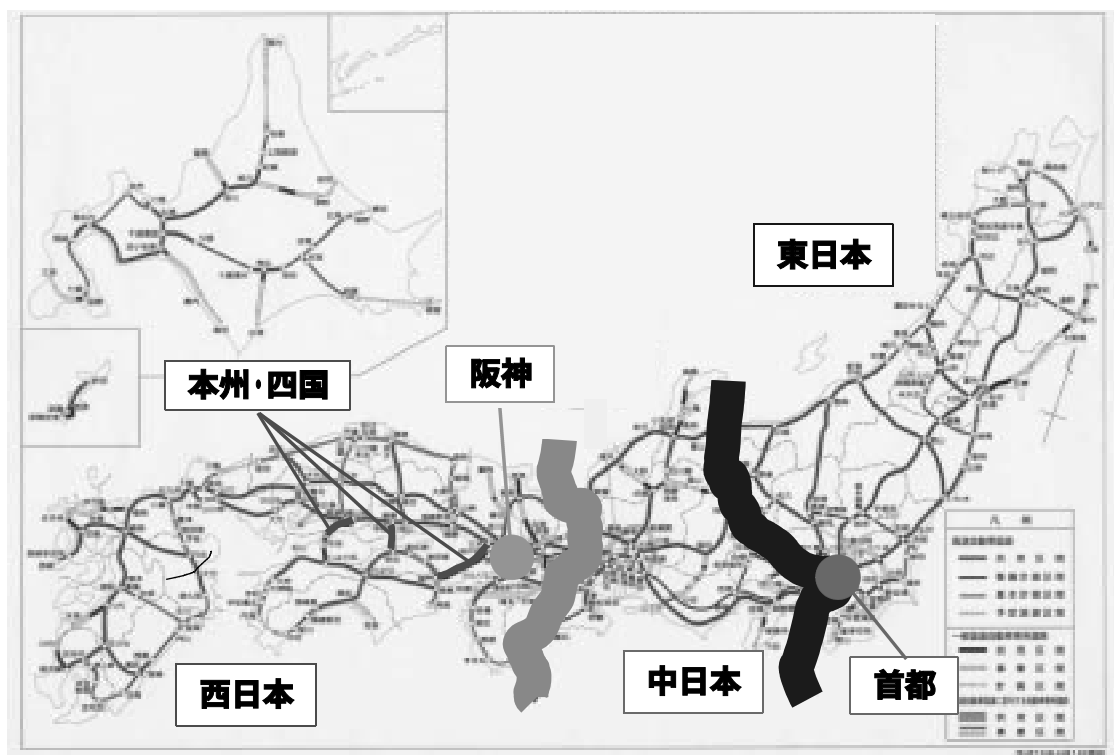
- ① 建設費：既定のコスト縮減計画に2. 5兆円程度を上乗せ、計6. 5兆円（約3分の1）の縮減更に、新直轄方式に切り替える約3兆円を除くと、有料道路の対象事業費は最大で10. 5兆円（当初計画20兆円に対し半減。会社発足後約7. 5兆円）に縮減
- ② 管理費：平成17年度までに、3割のコスト縮減（対14年度）を図る。民営化後は更なる努力
また、長大橋の適切な保全に配慮

4. 料金の性格とその水準

※道路関係四公団民営化の基本的枠組み
<平成15年12月22日政府・与党申し合わせ>(概要)等より

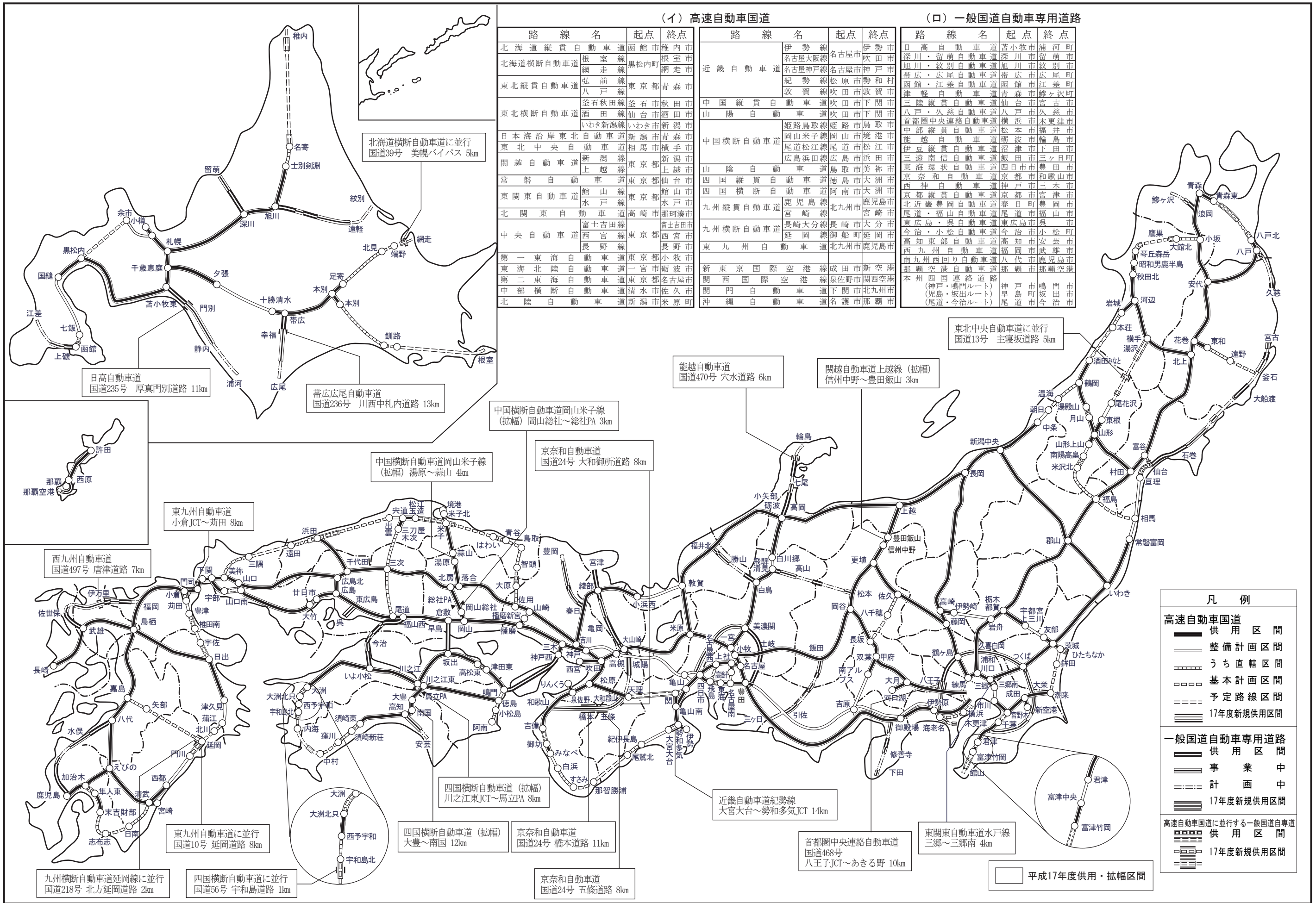
- ① 料金の設定に当っては、利潤を含めない
- ② ETCの活用等により、弾力的な料金を導入し、各種割引により料金を引き下げ
- ③ 特に高速国道料金は、平均1割程度割引に加え、別納割引の廃止などを踏まえ、公団により時間帯割引、マイレージ割引を実施（「道路関係四公団民営化の基本的枠組み」を踏まえた措置）
- ④ 民営化後、会社はこれらの引き下げられた料金水準を引き継ぎ、更なる弾力料金設定に努力

地域分割イメージ



7 高規格幹線道路網図

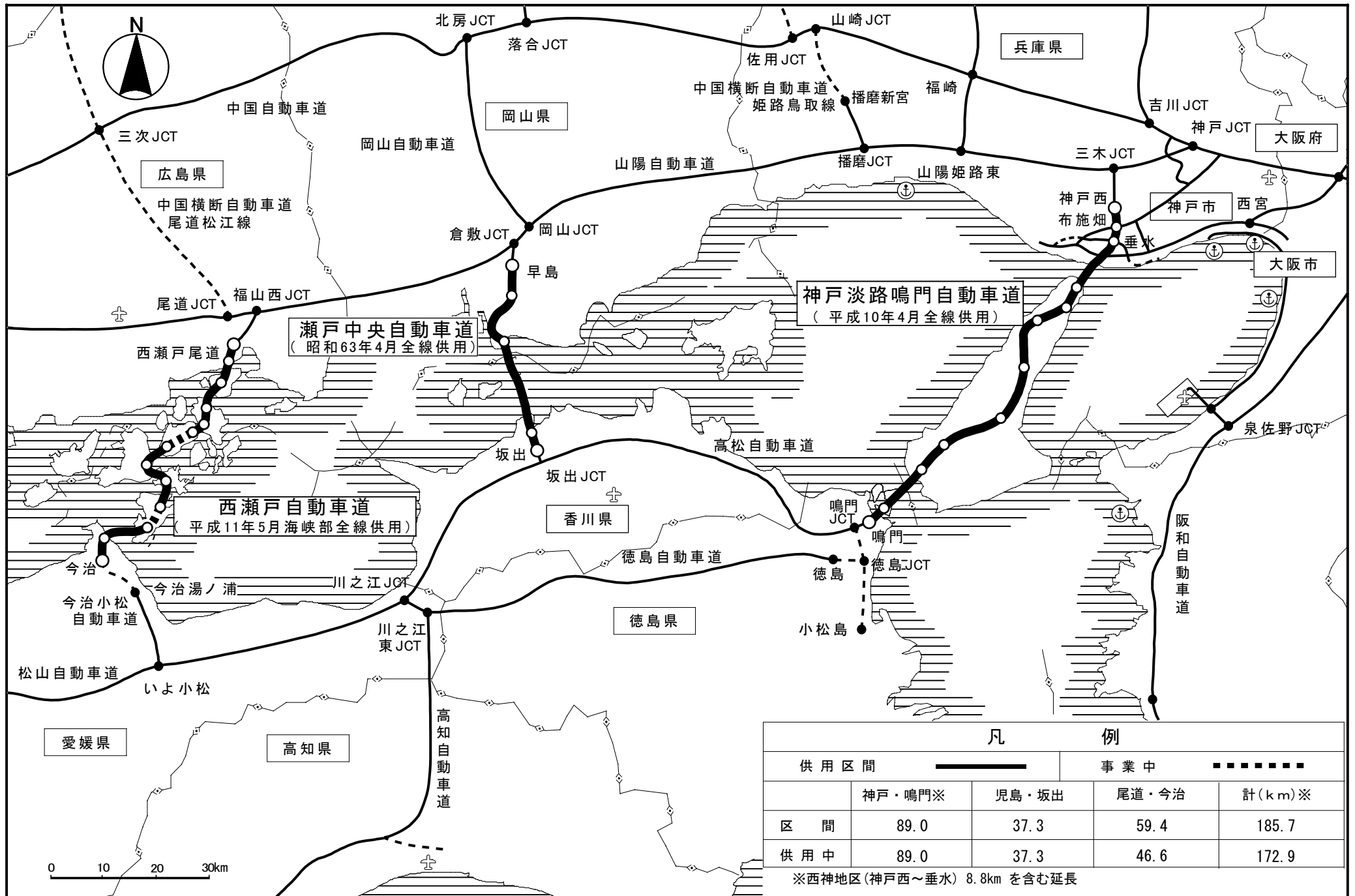
(平成16年度末)



注) 事業中には着工準備を含む

8 本州四国連絡道路図

(平成16年度末)



9 高規格幹線道路及び地域高規格道路の供用予定区間等

(1) 高規格幹線道路の供用予定区間等

平成17年度供用予定区間

高規格幹線道路名	区 間	延長(km)
高速自動車国道		
東関東自動車道水戸線	三郷～三郷南	4
近畿自動車道紀勢線	大宮大台～勢和多気JCT	14
東九州自動車道	小倉JCT～苅田	8
小 計		26
一般国道自動車専用道路		
日高自動車道	一般国道235号 厚真門別道路	11
帯広広尾自動車道	一般国道236号 川西中札内道路	13
首都圏中央連絡自動車道	一般国道468号 八王子JCT～あきる野	10
能越自動車道	一般国道470号 穴水道路	6
京奈和自動車道	一般国道 24号 大和御所道路	8
京奈和自動車道	一般国道 24号 五條道路	8
京奈和自動車道	一般国道 24号 橋本道路	11
西九州自動車道	一般国道497号 唐津道路	7
小 計		74
高速自動車国道に並行する一般国道自動車専用道路		
北海道横断自動車道に並行	一般国道 39号 美幌バイパス	5
東北中央自動車道に並行	一般国道 13号 主寝坂道路	5
四国横断自動車道に並行	一般国道 56号 宇和島道路	1
東九州自動車道に並行	一般国道 10号 延岡道路	8
九州横断自動車道延岡線に並行	一般国道218号 北方延岡道路	2
小 計		21
新 規 供 用 合 計		121

高規格幹線道路名	区 間	延長(km)
高速自動車国道の拡幅供用		
関越自動車道上越線	信州中野～豊田飯山	3
中国横断自動車道岡山米子線	岡山総社～総社PA	3
中国横断自動車道岡山米子線	湯原～蒜山	4
四国横断自動車道	川之江東JCT～馬立PA	8
四国横断自動車道	大豊～南国	12
拡 幅 供 用 合 計		30

高規格幹線道路供用延長

(単位: km, %)

	総延長	基本計画 延長	整備計画 延長	16年度末 供用延長	整備計画 未供用延長		17 年 度 末	
						17年度 供用予定	供用延長	進捗率
高規格幹線道路	14,000	13,082	11,119	8,730	3,332	121	8,851	63
高速自動車国道※	11,520	10,607	9,342	(576) 7,363	(367) 1,979	(21) 26	(597) 7,389	(69) 64
本州四国連絡道路	180	177	177	164	13	0	164	91
一般国道	2,300	2,298	1,600	627	973	74	701	30

注) () 内は、高速自動車国道に並行する一般国道自専道で外書きであり、高規格幹線道路の総計に含まれている

※ 高速自動車国道の内訳は、下表のとおり

(単位: km)

	整備計画 延長	16年度末 供用延長	整備計画未供用延長		
				17年度 供用予定	抜本的 見直し区間
公団施行区間	8,643	7,363	1,280	26	35
直轄区間	699	0	699	0	108
合計	9,342	7,363	1,979	26	143

	総延長	16年度末 供用延長	未供用延長	
				17年度 供用予定
高速自動車国道に並行 する一般国道自専道	943	576	367	21

(2) 地域高規格道路の供用予定区間等

平成17年度供用予定区間

路 線 名	箇 所	延長(km)
帯広空港道路	(一) 幸福インター線	2
下北半島縦貫道路	一般国道279号 野辺地バイパス	4
三陸北縦貫道路	一般国道 45号 中野バイパス	2
福島空港・あぶくま南道路	(主) 矢吹小野線	1
常総・宇都宮東部連絡道路	一般国道408号 真岡バイパス	2
西関東連絡道路	一般国道140号 甲府山梨道路	4
銚子連絡道路	一般国道126号 山武東総道路	6
月浦白尾IC連絡道路	(主) 七塚宇ノ気線	1
富山高岡連絡道路	一般国道 8号 富山高岡バイパス	1
金沢外環状道路	(都) 鈴見新庄線	3
	一般国道 8号 金沢東部環状道路	4
伊那木曾連絡道路	一般国道361号 権兵衛峠道路	6
	一般国道361号 姥神峠道路	2
五條新宮道路	一般国道168号 宇宮原バイパス	2
	一般国道168号 熊野川・本宮道路	3
美作岡山道路	(主) 佐伯長船線	5
東広島廿日市道路	一般国道 2号 東広島バイパス	3
下関西道路	一般国道191号 下関北バイパス	1
新北九州空港道路	(一) 新北九州空港線	3
福岡都市高速道路	福岡市道福岡高速 5号線	4
西彼杵道路	一般国道202号 江上バイパス	3
長崎南環状線	(主) 長崎南環状線	4
延岡インターアクセス道路	(一) 延岡インター線	2
沖縄西海岸道路	一般国道331号 豊見城道路	2
合 計		70

<注1> (主)は主要地方道、(一)は一般県道、(都)は都市計画道路を示す。

地域高規格道路の路線・区間の指定状況

(平成17年1月現在)

	候補路線	計 画 路 線				
	路線数	路線数	路線指定 延 長	調査区間 延 長	整備区間 延 長	う ち 供用中
地域高規格道路	110路線	186路線	約 6,950km	約 1,207km	2,969km	1,629km

- 注) 1. 候補路線：地域高規格道路として整備を進めることの妥当性・緊急性等について検討を進める路線
 2. 計画路線：地域高規格道路として整備を進めていくため、基礎的データの収集、路線全体の整備計画の検討等を進める路線
 3. 調査区間：計画路線のうち、ルート選定、整備手法、都市計画、環境影響評価等の調査を進める区間
 4. 整備区間：計画路線のうち、事業着手に向けて、都市計画決定手続き、環境影響評価手続き、予備設計等を進める区間
 5. 供用延長は、平成16年度末見込み。

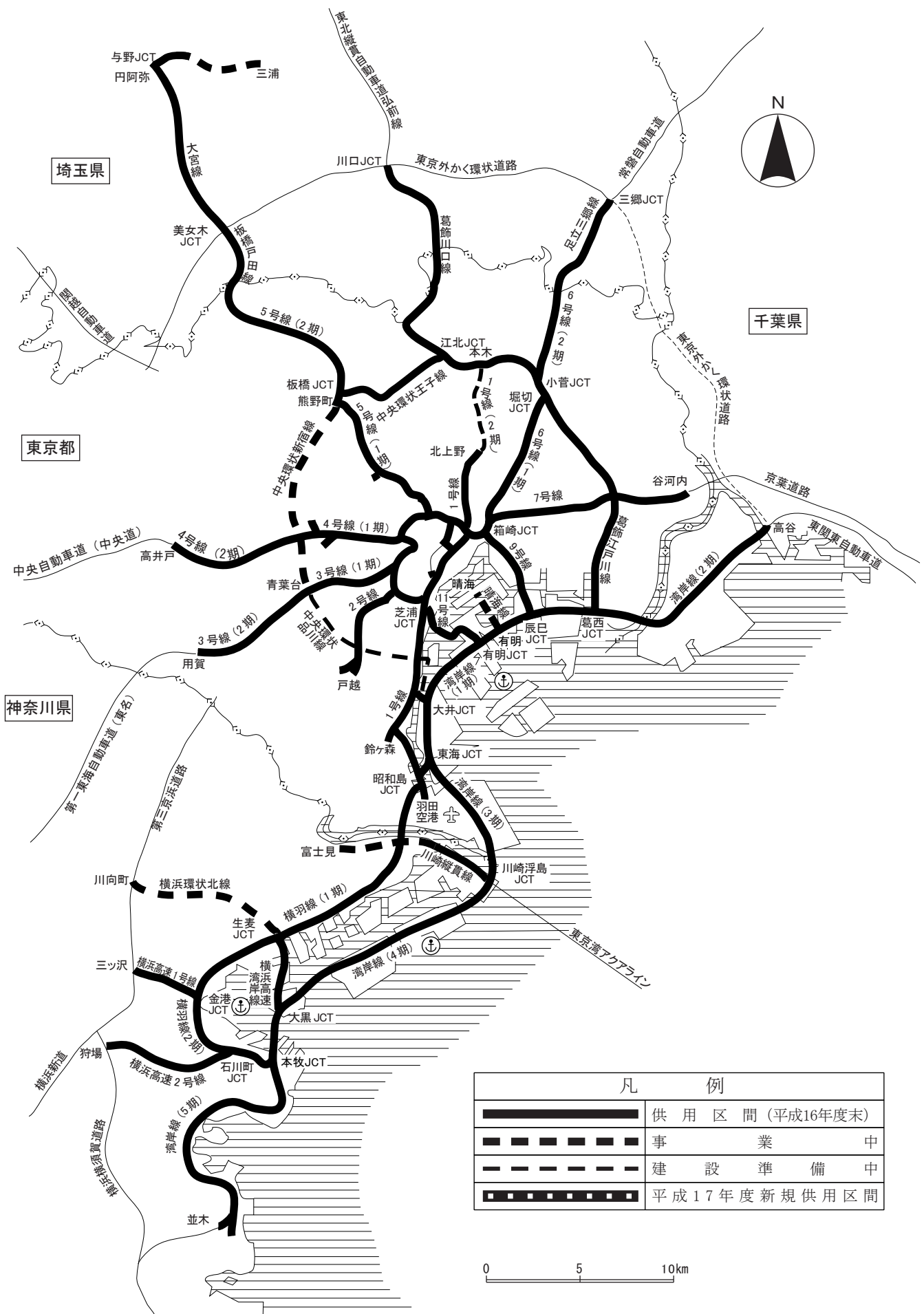
10 大都市圏幹線道路図

(1) 東京圏幹線道路図

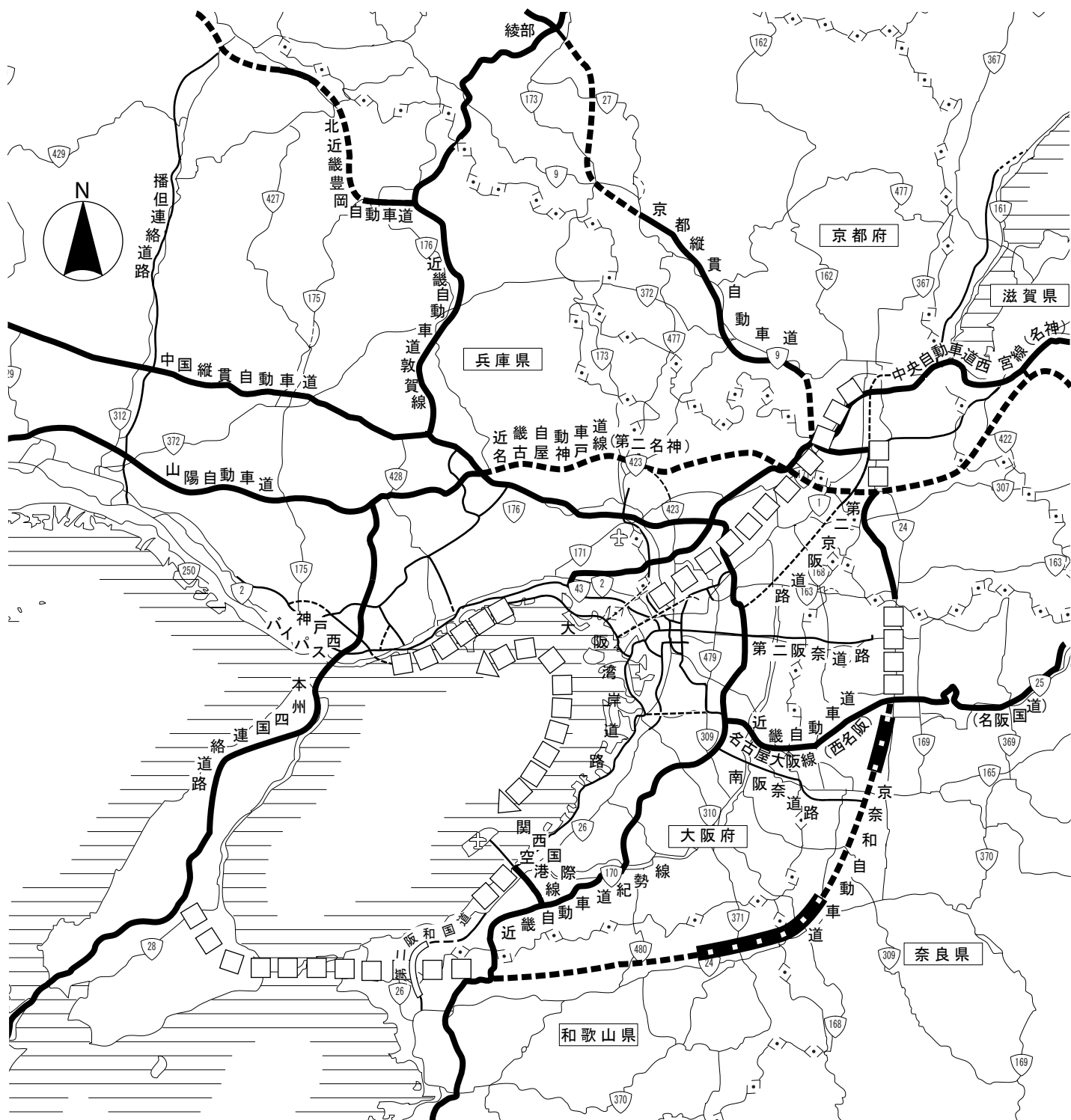


凡 例	
	供 用 区 間（平成16年度末）
	事 業 中
	都 計 済（アセス手続完を含む）
	調 査 中
	平成17年度新規供用区間

(2) 首都高速道路図

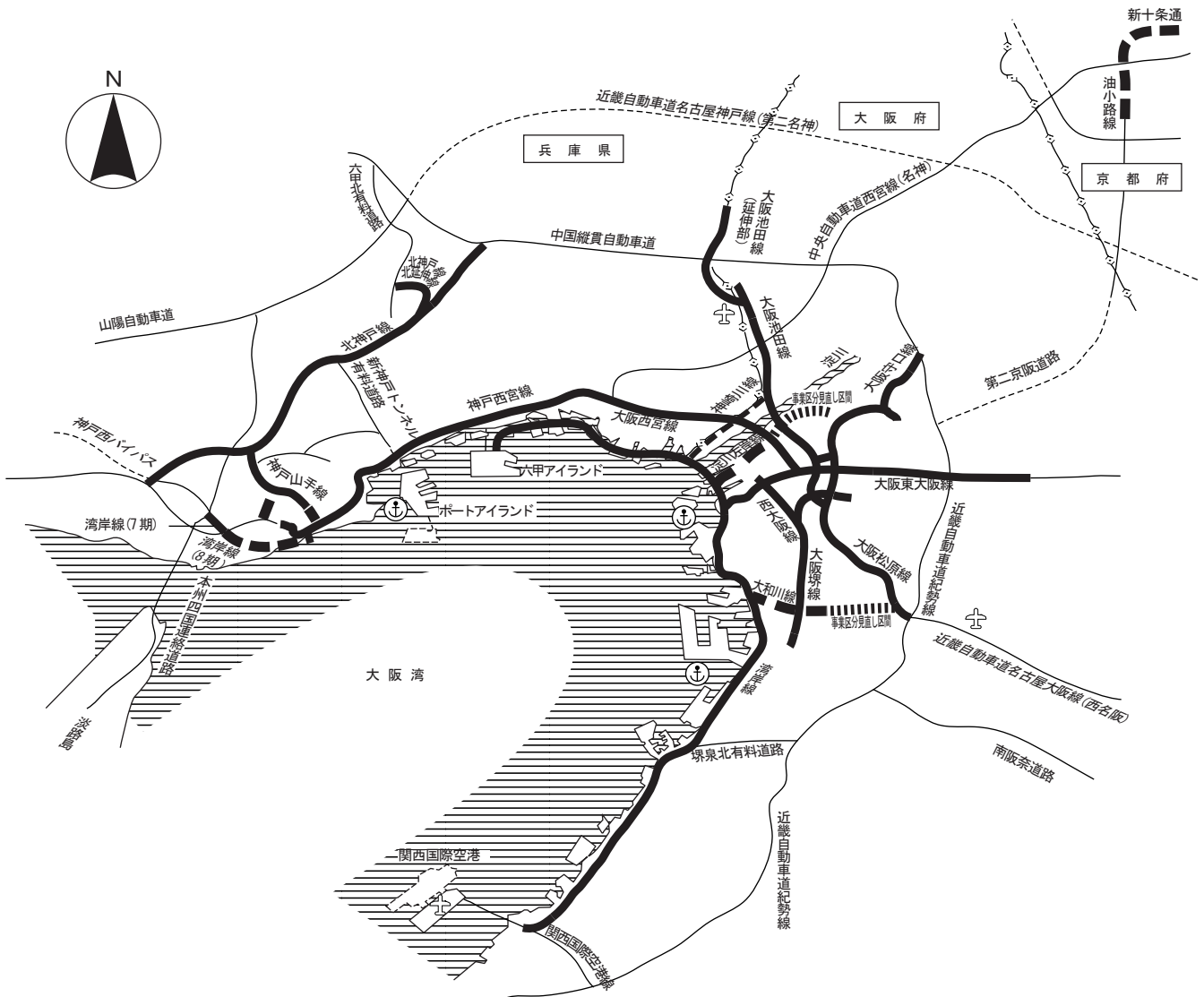


(3) 大阪圏幹線道路図



凡 例	
	供 用 区 間 (平成16年度末)
	事 業 中
	都 計 済 (アセス手続完を含む)
	調 査 中
	平成17年度新規供用区間

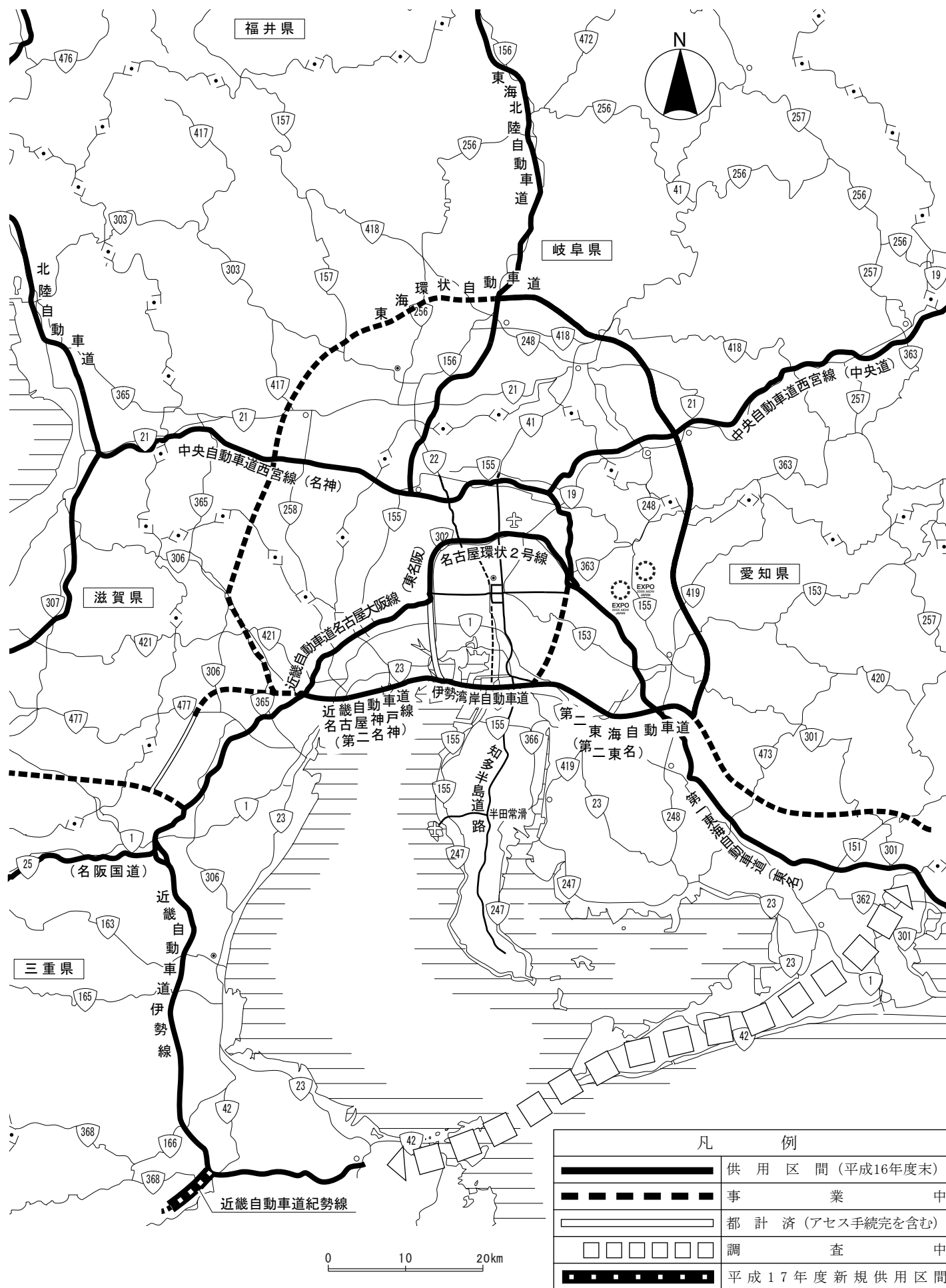
(4) 阪神高速道路図



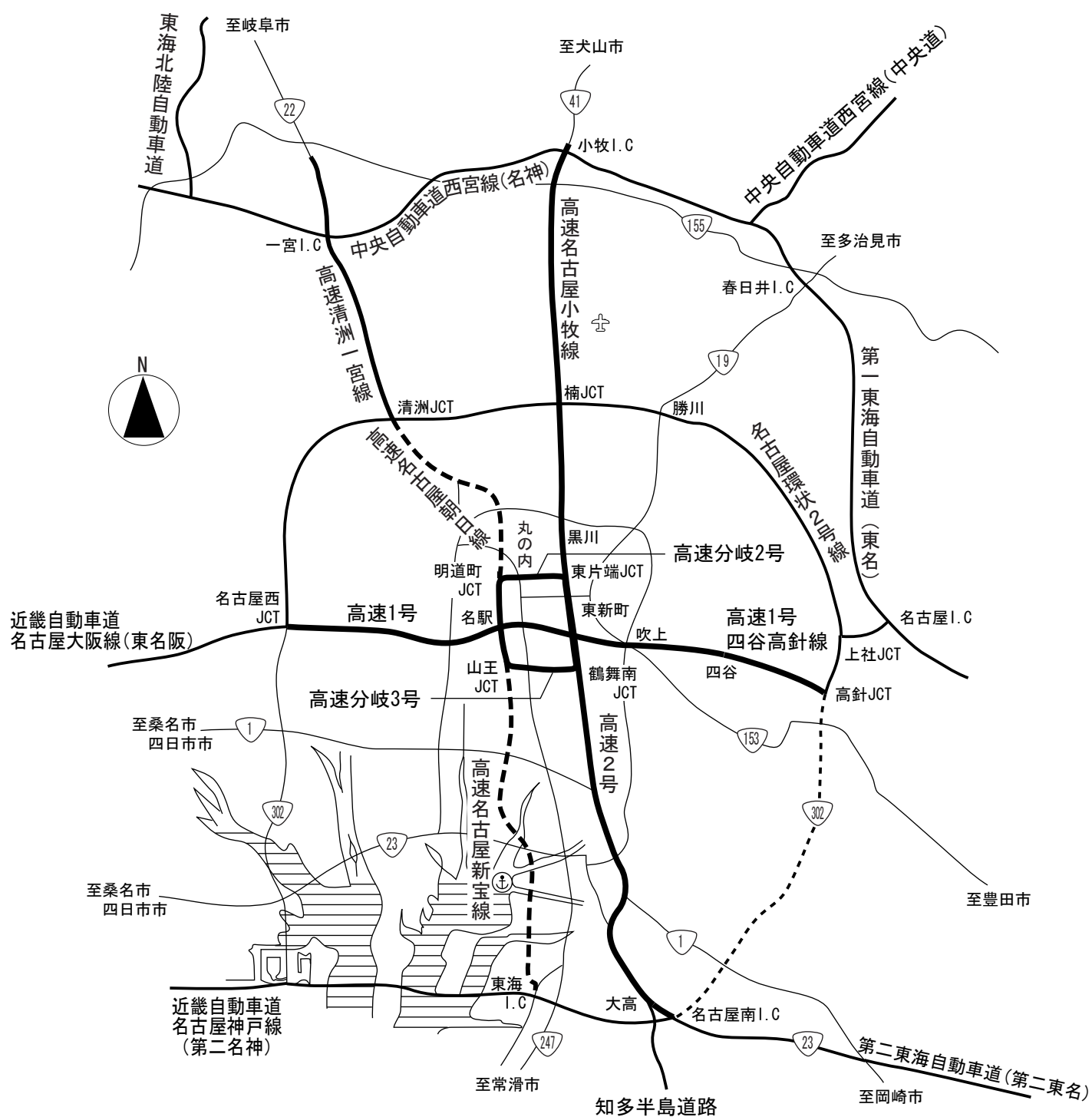
凡 例	
	供 用 区 間 (平成16年度末)
	事 業 中
	建 設 準 備 中

0 5 10km

(5) 名古屋圏幹線道路図



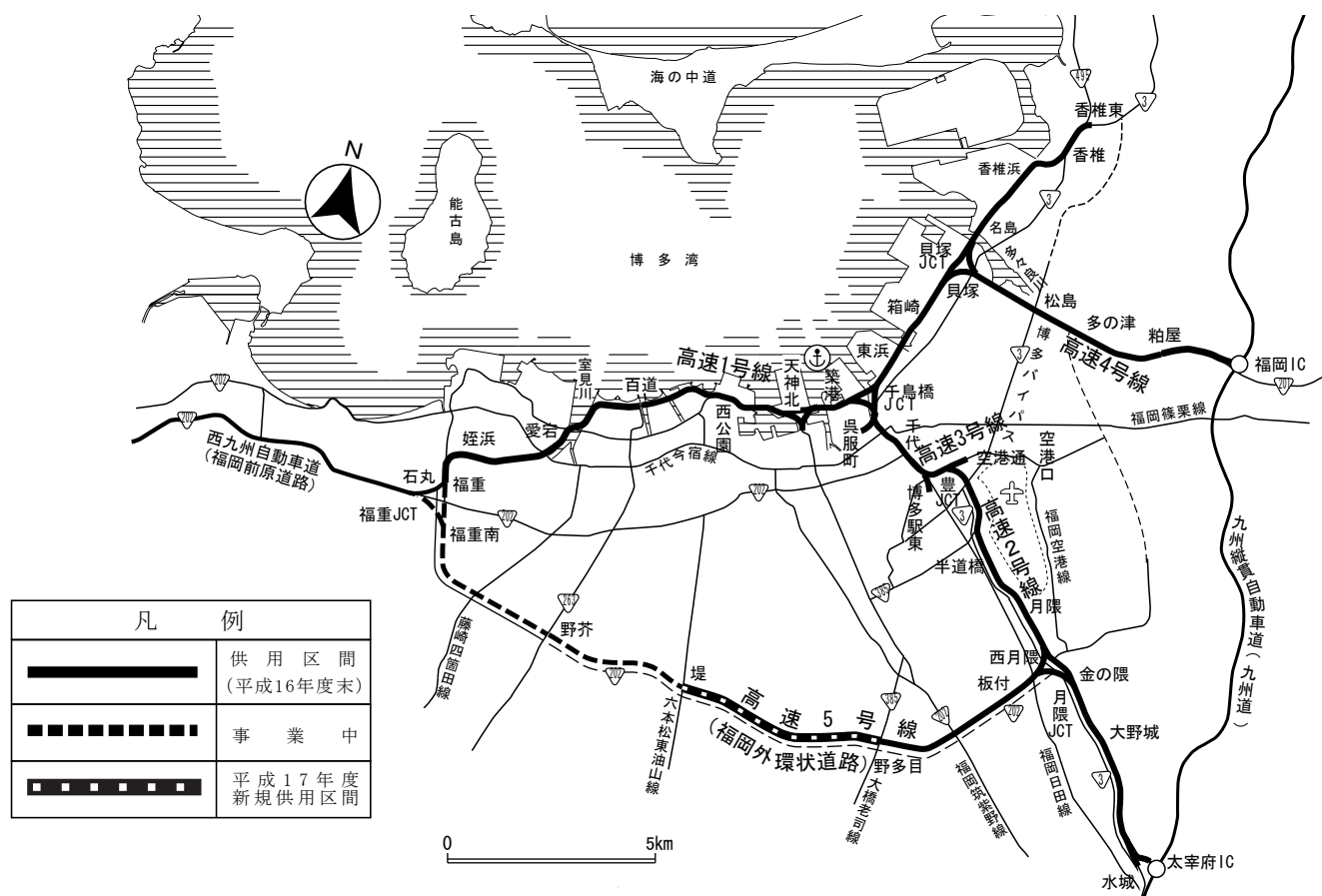
(6) 名古屋高速道路図



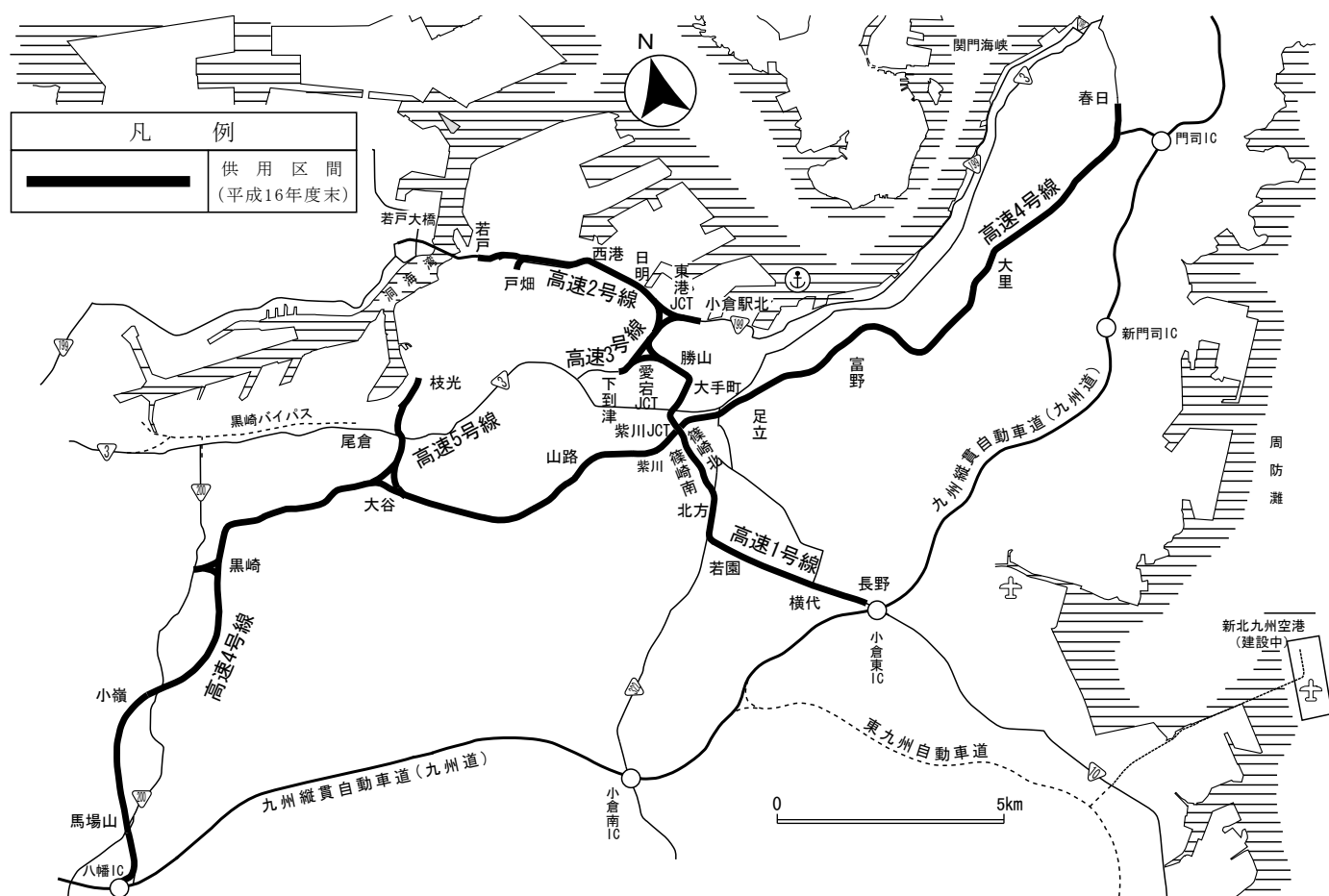
凡 例	
■	供 用 区 間(平成16年度末)
■■■■■■■■	事 業 中

11 指定都市高速道路図等

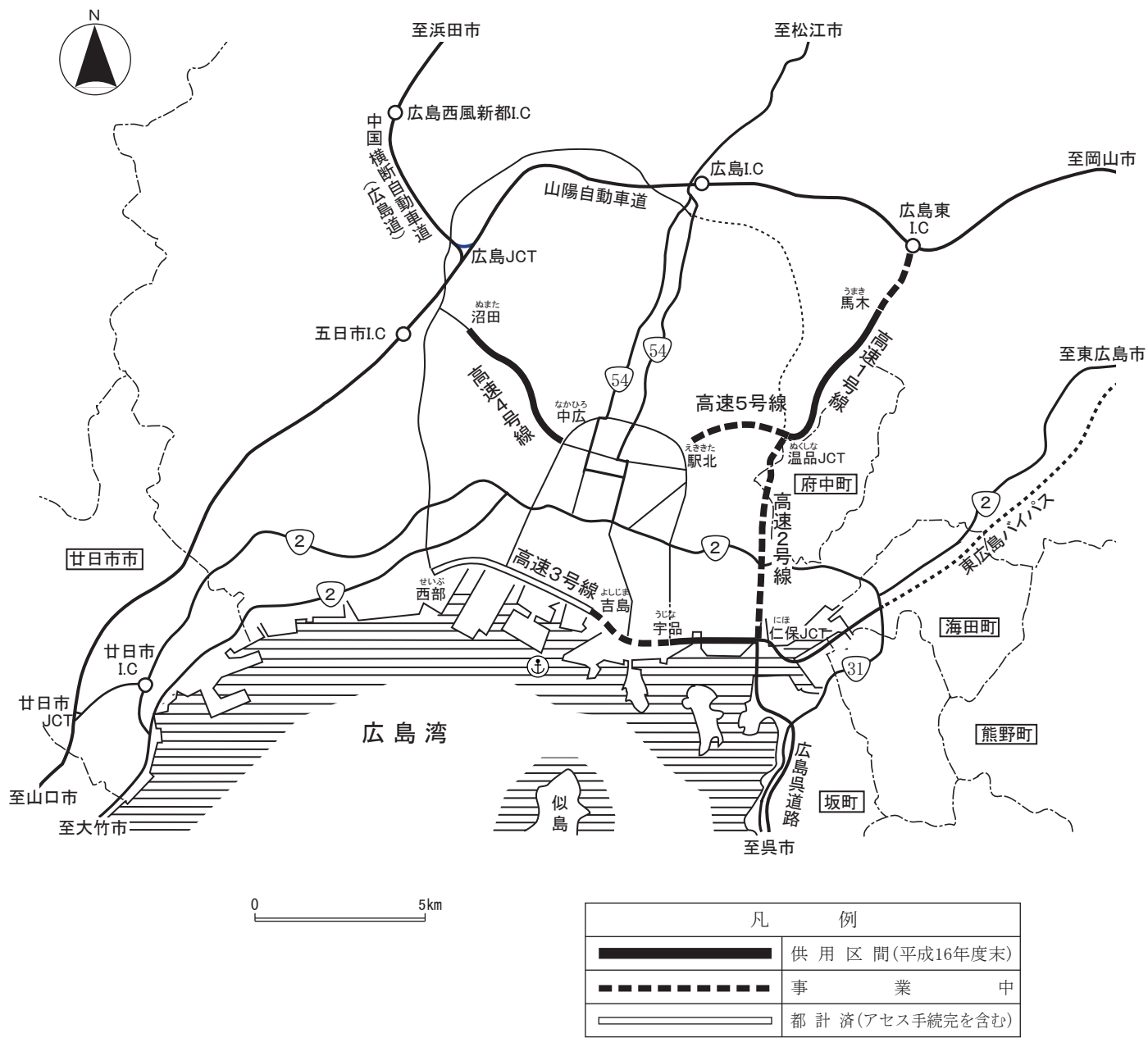
(1) 福岡高速道路図



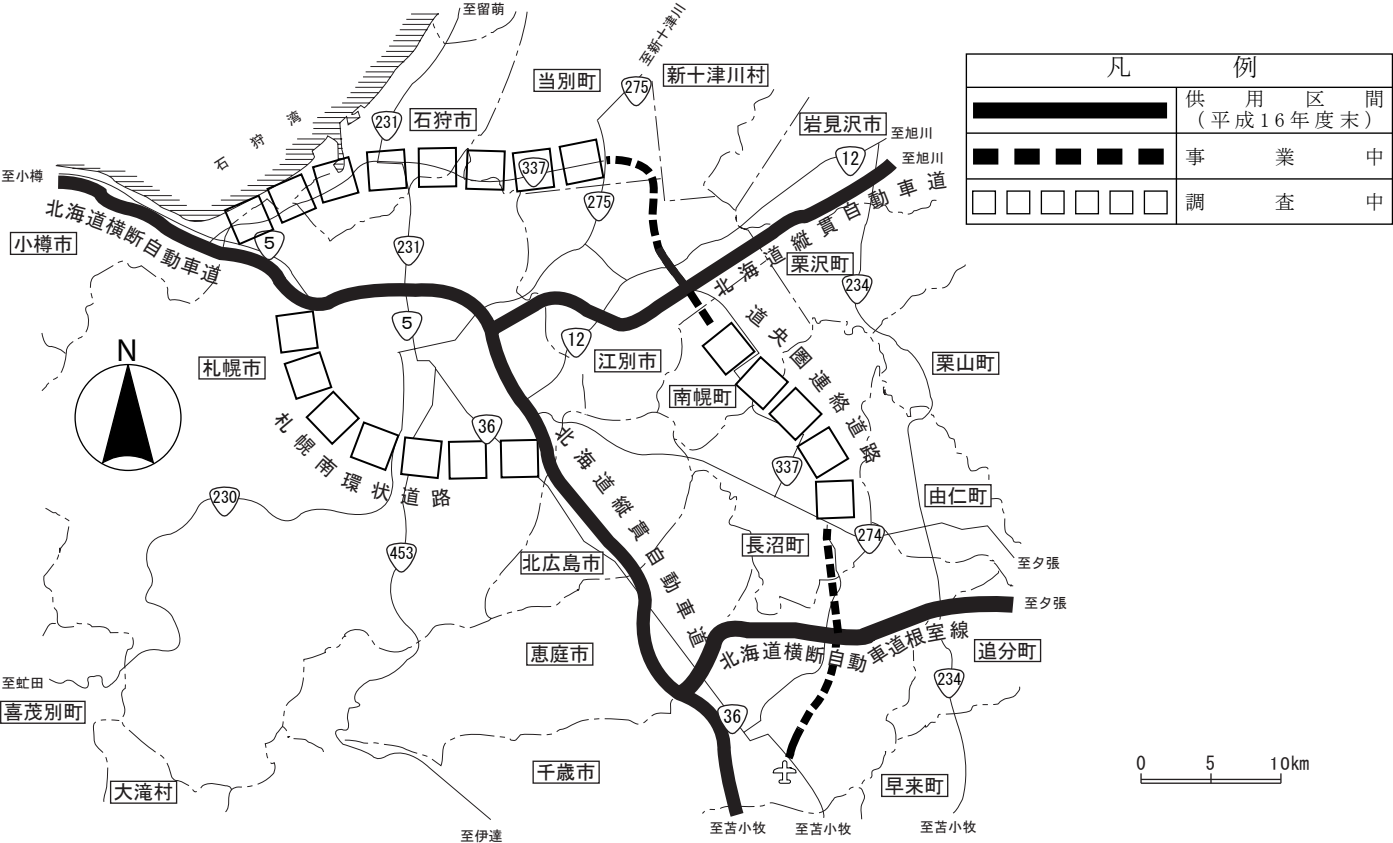
(2) 北九州高速道路図



(3) 広島高速道路図



(4) 札幌圏幹線道路図



(5) 仙台圏幹線道路図

